

第 1 1 号様式（第 5 条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和 7 年 5 月 7 日				
政務活動先	認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター				
政務活動の目的	認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターによる講演を通じ、地方への移住・定住を取り巻く現状や課題、自治体が果たす役割について調査・研究を行うことを目的とした。あわせて、人口減少対策や地域活性化施策の検討に資するため、移住希望者の動向や支援施策の実態を把握し、今後の議会活動および政策立案に反映させるため参加した。				
相手方	担当者各位				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターによる「移住・定住促進を取り巻く現状について」と題した講演を受講し、地方への移住希望者の動向、相談件数の推移、自治体による支援施策の現状および課題について調査・研究を行った。 講演では、都市部から地方への移住ニーズの変化や、就業・住居・子育て支援といった分野が移住決定に与える影響について、具体的なデータや事例を基に説明がなされた。 （視察の効果） 本講演を通じ、移住・定住施策においては情報発信のみならず、相談体制の整備や関係機関との連携が重要であることを確認した。 今後、地域活性化や人口減少対策に関する議会での議論や政策検討において、移住希望者の実態や課題認識を踏まえた施策立案を行うための基礎的知見を得ることができた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	認定 NPO 法人 ふるさと回帰支援センター 往路	JR	王寺～新大阪	660 円	11
	認定 NPO 法人 ふるさと回帰支援センター 往路	新幹線	新大阪～東京	19,190	12
	合計 19,850 円 すべて政務活動				
備考	添付資料：写真、資料等				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



認定NPO法人ふるさと回帰支援センター ～あなたの地方暮らしをお手伝いします～

1 個別のご相談にも随時対応

地方暮らし実現に向けて地域の情報提供と、さまざまなご相談に相談員が個別で対応します。
生活スタイル・気候・地域の情報を聞き、移住後のライフスタイルを固めていきます。漠然とした思いをお話しいただくことが地方暮らしへの第1歩につながります！
ご利用・ご相談は無料で承っておりますので、お気軽にご相談ください。
※ 事前にWEBサイトかお電話にてご予約ください。

2 日本全国の田舎暮らしの情報がセンターに集約

44都道府県1政令市の相談窓口があります。

北海道/青森県/岩手県/宮城県/山形県/福島県/茨城県/栃木県/群馬県/埼玉県/東京都/神奈川県/千葉県/新潟県/富山県/石川県/福井県/山梨県/長野県/岐阜県/静岡県/静岡市/愛知県/三重県/滋賀県/京都府/兵庫県/奈良県/和歌山県/鳥取県/島根県/岡山県/広島県/山口県/徳島県/香川県/愛媛県/高知県/福岡県/佐賀県/長崎県/熊本県/大分県/宮崎県/鹿児島県

<資料コーナーのある地域>

北海道函館市/北海道士幌町/秋田県/神奈川県小田原市/長野県飯山市/長野県宮田村/長野県松本市/長野県安曇野市/沖縄県
その他、全国各地の自治体の地方暮らしに関連する資料を常設しています。

3 地域ごとのセミナーも開催

地域の最新情報や、先輩移住者の話を気軽に聞ける「ふるさと暮らしセミナー」も開催しております。
田舎暮らしや、地方での生活に憧れはあるけれど地域を決めかねている方は、セミナーで自治体等による個別相談を利用することで、より具体的なイメージをつかんでいただけます。移住体験ツアー、現地のイベントなどにも参加して、地域の情報を集めましょう。

あなたの地方暮らしをお手伝い！

認定 NPO 法人

ふるさと回帰支援センター

point 1 44都道府県1政令都市の
専属相談員と個別相談可

point 2 北海道から沖縄まで
移住情報を集約！

point 3 毎週開催！各地域の
移住セミナー

東京交通会館
8階
アクセスマップはこちら

認定NPO法人 ふるさと回帰支援センター

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階
火曜～日曜 10:00～18:00 (定休日 月・祝日)

相談・セミナー参加のご予約はこちらから

WEBサイト www.furusatokaiki.net

Tel 03-6273-4401 メール ginza@furusatokaiki.net

ふるさと回帰支援センターの現状について

2025年 4月

特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター
(認定NPOふるさと回帰支援センター)

第 1 1 号様式（第 5 条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和 7 年 5 月 8 日				
政務活動先	国立女性教育会館				
政務活動の目的	国立女性教育会館を視察し、我が国における女性教育および男女共同参画に関する国の拠点施設としての役割や機能、施設構成および展示内容を把握することを目的とした。あわせて、男女共同参画施策や人材育成に関する今後の議会活動を行う上での基礎的な参考とするため、施設見学を実施した。				
相手方	担当者各位				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	国立女性教育会館を視察し、我が国における女性教育および男女共同参画施策の推進拠点としての施設構成や展示内容を見学した。 館内の展示資料を通じて、女性の社会参画・教育機会拡充に関する国の取組の変遷や、男女共同参画に関する基本的な考え方、関連施策の位置づけについて把握した。 （視察の効果） 本視察により、男女共同参画施策が教育・人材育成と密接に関係し、国として体系的に推進されてきた経緯を確認することができた。 今後、議会において男女共同参画や人材育成に関する施策を検討する際、本視察で得た基礎的理解を踏まえ、国の施策動向と地方自治体の取組との関係性を整理するための参考とする。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	国立女性教育会館 復路	新幹線	品川～新大阪	19,190 円	14
		JR	新大阪～王寺	660 円	15
	宿泊費		17,883 円		13
	合計 37,733 円 すべて政務活動				
備考	添付資料：写真、資料等				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



独立行政法人 国立女性教育会館

概要 2025

National
Women's
Education
Center

男女平等社会を
実現するための推進機関



第 1 1 号様式（第 5 条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和 7 年 8 月 2 5 日				
政務活動先	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟 令和 7 年度総会				
政務活動の目的	林業活性化促進地方議員連盟の活動に参加し、森林整備および林業振興に関する現状と課題、並びに国・地方の施策動向について調査・研究を行うこと。あわせて、地域資源としての森林の有効活用や持続可能な林業経営の在り方について知見を得ること。				
相手方	担当者各位				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	林業活性化に関する講演および意見交換に参加し、森林資源の循環利用、担い手不足対策、木材需要の拡大施策等について説明を受けた。また、各自治体における林業振興の取組事例や課題について情報共有が行われた。 （視察の効果） 本活動を通じ、林業振興には地域特性を踏まえた施策展開とともに、担い手確保や市場形成に向けた総合的な取組が必要であるとの認識を得た。今後、地域における森林・林業施策の検討に活用していく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	令和 7 年度総会	新幹線	新大阪～品川	19,190 円	37
	令和 7 年度総会	JR	王寺～新大阪	660	38
	合計 19,850 円 すべて政務活動				
備考	添付資料：資料等				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟定時総会

地方創生2.0

令和7年8月

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

赤羽 元

1. なぜ「地方創生」なのか？…………… P.2
2. 地方創生を巡る動向…………… P.5
3. 地方創生2.0基本構想…………… P.10
4. 地方創生2.0の実現に向けた主な施策…………… P.29
5. まとめ…………… P.43

森林・林業・木材産業の活性化と豊かな山村の再生を目指して

森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟

令和7年度

全国連絡会議定時総会

令和7年8月25日

航空会館 7階「大ホール」

東京都港区新橋1-18-1

第11号様式の3（第5条関係）

政務活動記録簿（研修会参加）					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和7年5月2日				
政務活動先	地方議員研究会				
研修名	政策提案型質問スキルアップ研修				
参加者	各都道府県の地方議員等				
参加目的	地方議会、地方議員の革新と地方自治の発展を図り、現場で役に立つ知識や情報を学び、奈良県政に活かすため。				
内容、結果等 ※研修受講の効果 を明記のこと	地方議員研究会主催の政策提案型質問スキルアップ研修に参加し、地方議会における一般質問および代表質問を政策提案につなげるための考え方や構成手法について研修を受講した。 研修では、住民課題の整理から政策課題の抽出、質問の組み立て方、行政側答弁を踏まえた再質問の工夫など、実際の議会運営を想定した具体的な手法について解説がなされた。 （視察・研修の効果） 本研修を通じて、事実確認にとどまらない政策提案型の質問を行うための思考整理と構成技術について、基礎的かつ実践的な知識を得ることができた。 今後の議会活動において、住民ニーズを踏まえた質疑や政策提案を行う際、本研修で得た知見を活用し、より実効性のある議論につなげていく。				
研修参加に要した 経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	60,440 円	内訳:60,000 円(資料、USB データ代)、440 円(振込手数料)		9
	合計 60,440 円（すべて政務活動）				
備考	添付資料：応募要項、参加資料				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。



政策提案型 質問スキルアップ研修

受講料 通常価格 1講座 15,000円^(税込) 友の会会員 1講座 2,000円^(税込)

日程 5/16(金) 8/8(金)

午前の部 10:00 - 12:30

データの集め方や、使い方講座
～政策提言のためのデータの取り方～

- 総合計画や地方版総合戦略
- 決算審査時の各種資料から
- 人事行政の運営状況資料の把握
- 財政状況資料集の見方
- その他議員が見ておくべき資料のありか

午後の部 13:30 - 16:00

財源不足を解消する方法

- 歳入確保策
- 基金の運用や基礎
- ふるさと納税の拡充手法
- 歳出見直し策
- 事務事業評価からできる指摘
- 人件費の見直しは議員から仕掛ける

日程 5/17(土) 8/9(土)

午前の部 10:00 - 12:30

子育て教育施策を充実させる方法
～低予算で提案型質問により政策推進を～

- 育て世帯の取り巻く環境の確認
- 保育園に通園する家庭の問題（おむつの問題など）
- 子育て世帯の心身の負担軽減策
- 学校に通学する過程の課題（学童のありかた）
- ひとり親支援（養育費確保）
- 不登校支援

午後の部 13:30 - 16:00

予算ゼロから費用対効果の高い
官民連携最前線

- 人口減少時代に必須の基礎知識
- 逆プロポの仕組みと事例紹介
- 基礎からわかるPFS/SIB
- PFS/SIBの事例紹介

きむら りょうた

【講師】 元枚方市議会議員 木村 亮太

枚方市生まれ、大阪大学経済学部卒業後、スタートアップ企業（ベンチャー企業）を経て、2011年より無所属で3期12年枚方市市議会議員として活動。2023年4月で任期満了。2015年度監査委員、2016年度議会改革調査特別委員会委員長、2018年度副議長、2022年度議長などを歴任。市議会議員時代の政策提言や議会改革の取り組みがマニフェスト大賞最優秀賞グッドアイデア賞、優秀賞躍進賞を受賞。

『はじめて取り組む自治体職員のための成果連動型委託契約(PFS)/ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)実践ガイドブック』、日経グローカルに寄稿実績あり。全国市議会議長会での講演実績あり。グロービス経営大学院でMBA、京都大学大学院公共政策大学院で公共政策修士を取得。



↑ FAX 050-6868-9679 ↑

お申込みは  FAX または  メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

 メール申込み方法

mail@chihogiken.or.jp

 FAX申込み書

申込書に記名の上FAXで050-6868-9679宛にお送りください。
参加される講座のチェックボックスへ ☒ してください。

in 東京

5/16 (金)	☒ データの集め方や、使い方講座 ～政策提言のためのデータの取り方～ 10:00～12:30 ☒ 財源不足を解消する方法 13:30～16:00	8/8 (金)	☐ データの集め方や、使い方講座 ～政策提言のためのデータの取り方～ 10:00～12:30 ☐ 財源不足を解消する方法 13:30～16:00
5/17 (土)	☒ 子育て教育施策を充実させる方法 ～低予算で提案型質問により政策推進を～ 10:00～12:30 ☒ 予算ゼロから費用対効果の高い官民連携最前線 13:30～16:00	8/9 (土)	☐ 子育て教育施策を充実させる方法 ～低予算で提案型質問により政策推進を～ 10:00～12:30 ☐ 予算ゼロから費用対効果の高い官民連携最前線 13:30～16:00

お名前	(フリガナ) マバマツ マズミ 馬場 マズミ	貴議会名	奈良県議会 (/ 期目)
電話番号	[REDACTED]	FAX番号	(0745) 32 - 7869
E-mail	[REDACTED]		
領収書宛名	ご本人様名 ・ その他 ()		

会場の参加をせず、
資料等を郵送でのご希望の方は
チェックしてください

☒ 当日不参加(資料、USB動画データ、領収書 郵送希望)
動画データの無断転載等はいらないことに同意して申込みます

※定員がございますので、チェックされた方は来場されてもご入場をお断りさせていただきます。
必ず欠席される方のみチェックしてください。

郵送先の住所 ※郵送希望の方は
ご記入ください 郵便番号 (636-0012) 奈良県北葛城郡五条町本町2-20-2

開催場所 in 東京

リファレンス
西新宿大京ビル 2階

〒160-0023
東京都新宿区西新宿7丁目21-3

- ▶ 東京メトロ丸の内線「西新宿」駅
[1番] 出口より 徒歩1分
- ▶ 都営大江戸線「新宿西口」駅
[D4番] 出口より 徒歩8分



受講料

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

1 講座 15,000^(税込)円 / 友の会会員 2,000^(税込)円

※チェックボックス1つにつき15,000円/友の会会員2,000円となります

お問合せ
事務局

地方議員研究会

〒530-0001大阪府大阪市北区梅田1-2-2
大阪駅前第2ビル2階5-6号室

☎ 050-6868-9678 ☎ 050-6868-9679

✉ mail@chihogiken.or.jp

データの集め方や、使い方講座 ～政策提言のためのデータの取り方～

木村亮太

財源不足を解消する方向

木村亮太

子育て・教育施策を 充実させる方法

低予算で提案型質問による政策推進を

木村亮太

予算ゼロ/費用対効果の高い 官民連携最前線

(逆プロポ、PFS/SIB)

第11号様式の3 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会参加)					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和7年5月2日				
政務活動先	地方議員研究会				
研修名	自治体病院関連質問で地域の医療を守る特別研修				
参加者	各都道府県の地方議員等				
参加目的	地方議会、地方議員の革新と地方自治の発展を図り、現場で役に立つ知識や情報を学び、奈良県政に活かすため。				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	地方議員研究会主催の特別研修に参加し、自治体病院を取り巻く制度的背景や経営環境、地域医療における役割について研修を受講した。研修では、自治体病院の財政構造や国の医療政策との関係、議会における質疑の視点などについて整理され、地域医療を維持・確保するために地方議会が果たす役割について理解を深めた。 (視察・研修の効果) 本研修を通じて、自治体病院が地域医療の中核として果たす重要性とともに、議会における適切なチェックや政策提案の必要性を再認識した。 今後、医療提供体制や自治体病院の在り方について議会で議論する際、本研修で得た知見を基に、地域の実情を踏まえた質疑および政策検討に活用していく。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	60,440 円	内訳:60,000 円(資料、USB データ代)、440 円(振込手数料)		10
	合計 60,440 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料: 応募要項、参加資料				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

自治体病院関連質問で 地域の医療を守る特別研修

4コマ参加の先着10自治体は、レジュメで経営分析して取り上げます

- 過去10年のセミナー受講者が各地の議会で質問し新聞報道多数
- 受講料6万円で6000万円から1億円の増収を実現した特別研修
- 市長副市長や職員病院職員も参加可能の議員と執行部の共同特別研修

日程 7/22 (火) 8/6 (水)

午前 10:00 ▶ 12:30

自治体病院と地方財政の基礎

- 病院収支と地域の医療費
- 病院の統合再編を行うためには何が必要か
- 繰入金と交付税制度の関係
- 毎年拡充されてきた病院事業に係る地方交付税措置最新版
- 役所の不勉強により交付税を失った事例紹介
- 病院の統合再編と高騰する建築費
- ローコスト建築と、費用抑制手法

午後 13:30 ▶ 16:00

参加自治体病院の現状把握

- 病院のお財布事情をまず確認
- 地方公営企業年鑑の見方
- 手持ち現金と一時借入金は要注意
- 病床利用率や単価の確認
- 医師給与や手当の比較と現状
- 初期研修マッチング状況
- 残業代未払い報道と働き方改革

日程 7/23 (水) 8/7 (木)

午前 10:00 ▶ 12:30

必ず成果が出る質問の取り上げ方

- 指摘するポイント多数の資料の見方
- 各自治体の加算取得状況の解説
- DPCの理解と収益改善
- 市長が激怒したある病院のDPCの状況
- 参加者がセミナーを受けてした質問実例の紹介
- 質問1発でできる効果的な収益改善
- 質問により病院を増収させる秘訣

午後 13:30 ▶ 16:00

病院改革から病院経営強化へ

- 職員体制の充実と各地の医師確保策
- 診療報酬改定の最新版の理解
- 厚生労働省資料から学ぶ地域包括医療体制
- 時代遅れの指定管理者制度で大量退職の悲劇
- 総務省事業で無料でアドバイザー派遣が可能
- 不勉強によって病院機能が崩壊した事例
- 人口減少社会での生き残り策

いせき ともし

【講師】 城西大学経営学部教授 伊関 友伸

東京都立大学法学部法律学科卒業、東京大学大学院法学政治学研究科修了
1987年、埼玉県庁に入庁し、大利根町企画財政課長（派遣）、県立病院課、
精神保健総合医療センター等に勤務。

2004年に城西大学経営学部准教授に転じ、現在に至る。

研究分野は行政学・地方自治論。

総務省地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会委員など、
国・自治体の委員等を数多く務める。

近著は『新型コロナから再生する自治体病院』。



お申込みは FAX または メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

 メール申込み方法

mail@chihogiken.or.jp

 FAX申込み書

申込書に記名の上、FAXで050-6868-9679宛にお送りください。
参加される講座のチェックボックスへ ☒ してください。

in 東京

7/22 (火曜日)	☒ 自治体病院と地方財政の基礎 10:00~12:30 ☒ 参加自治体病院の現状把握 13:30~16:00	8/6 (水曜日)	☐ 自治体病院と地方財政の基礎 10:00~12:30 ☐ 参加自治体病院の現状把握 13:30~16:00
7/23 (水曜日)	☒ 必ず成果が出る質問の取り上げ方 10:00~12:30 ☒ 病院改革から病院経営強化へ 13:30~16:00	8/7 (木曜日)	☐ 必ず成果が出る質問の取り上げ方 10:00~12:30 ☐ 病院改革から病院経営強化へ 13:30~16:00

お名前	(フリガナ) リファレンス 西新宿 石井 ひとみ	貴議会名	奈良県議会 (期目)
電話番号	[Redacted]	FAX番号	[Redacted]
E-mail	[Redacted]		
領収書宛名	ご本人様名 ・ その他 ()		

会場の参加をせず、
資料等を郵送でのご希望の方は
チェックしてください

☒ 当日不参加 (資料、USB動画データ、領収書 郵送希望)
動画データの無断転載等はいないことに同意して申込みます
※定員がごさいますので、チェックされた方は来場されてもご入場をお断りさせていただきます。
必ず欠席される方のみチェックしてください。

郵送先の住所 ※郵送希望の方はご記入ください 郵便番号 (636-0012) 奈良県北葛城郡王寺町本町2-20-2

開催場所 in 東京

リファレンス
西新宿大京ビル 2階

〒160-0023
東京都新宿区西新宿7丁目21-3

- ▶ 東京メトロ丸の内線「西新宿」駅
[1番] 出口より 徒歩1分
- ▶ 都営大江戸線「新宿西口」駅
[D4番] 出口より 徒歩8分



受講料

1 講座 15,000円(税込)

※チェックボックス1つにつき15,000円となります

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ
事務局

地方議員研究会

☎ 050-6868-9678

☎ 050-6868-9679

✉ mail@chihogiken.or.jp

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル2階5-6号室

2025.7.22地方議員研究会(東京1日目)①

病院関連質問で地域の医療を守る特別研修

自治体病院と地方財政の基礎

城西大学経営学部

教授 伊関友伸

経歴

- ・ 1987年埼玉県庁入庁
- ・ 県民部県民総務課、川越土木事務所管理課、出納局出納総務課、総合政策部計画調整課、健康福祉部県立病院課、社会福祉課、県立精神保健総合センターに勤務
- ・ 1995～6年度大利根町企画財政課長(県派遣)
- ・ 2004年4月から城西大学経営学部助教授
- ・ 総務省「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会委員」(2008年度)
- ・ 内閣府「公立病院改革の経済・財政効果に関する研究会委員」(2015年度)
- ・ 総務省「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会委員」(2021年度)
- ・ 総務省経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー
- ・ 研究テーマ:行政学(行政評価、公的組織の変革、地域医療問題、自治体病院の経営変革)
- ・ 博士(福祉経営:日本福祉大学から授与)

2025.7.22地方議員研究会(東京1日目)②

病院関連質問で地域の医療を守る特別研修
参加自治体の現状把握

城西大学経営学部
教授 伊関友伸

経歴

- 1987年埼玉県庁入庁
- 県民部県民総務課、川越土木事務所管理課、出納局出納総務課、総合政策部計画調整課、健康福祉部県立病院課、社会福祉課、県立精神保健総合センターに勤務
- 1995～6年度大利根町企画財政課長(県派遣)
- 2004年4月から城西大学経営学部助教授
- 総務省「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会委員」(2008年度)
- 内閣府「公立病院改革の経済・財政効果に関する研究会委員」(2015年度)
- 総務省「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会委員」(2021年度)
- 総務省経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー
- 研究テーマ:行政学(行政評価、公的組織の変革、地域医療問題、自治体病院の経営変革)
- 博士(福祉経営:日本福祉大学から授与)

病院関連質問で地域の医療を守る特別研修
必ず成果が出る質問の取り上げ方

城西大学経営学部

教授 伊関友伸

経歴

- 1987年埼玉県庁入庁
- 県民部県民総務課、川越土木事務所管理課、出納局出納総務課、総合政策部計画調整課、健康福祉部県立病院課、社会福祉課、県立精神保健総合センターに勤務
- 1995～6年度大利根町企画財政課長(県派遣)
- 2004年4月から城西大学経営学部助教授
- 総務省「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会委員」(2008年度)
- 内閣府「公立病院改革の経済・財政効果に関する研究会委員」(2015年度)
- 総務省「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会委員」(2021年度)
- 総務省経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー
- 研究テーマ:行政学(行政評価、公的組織の変革、地域医療問題、自治体病院の経営変革)
- 博士(福祉経営:日本福祉大学から授与)

2025.7.23地方議員研究会(東京2日目)②

病院関連質問で地域の医療を守る特別研修

病院経営改革から 病院経営強化へ

城西大学経営学部

教授 伊関友伸

経歴

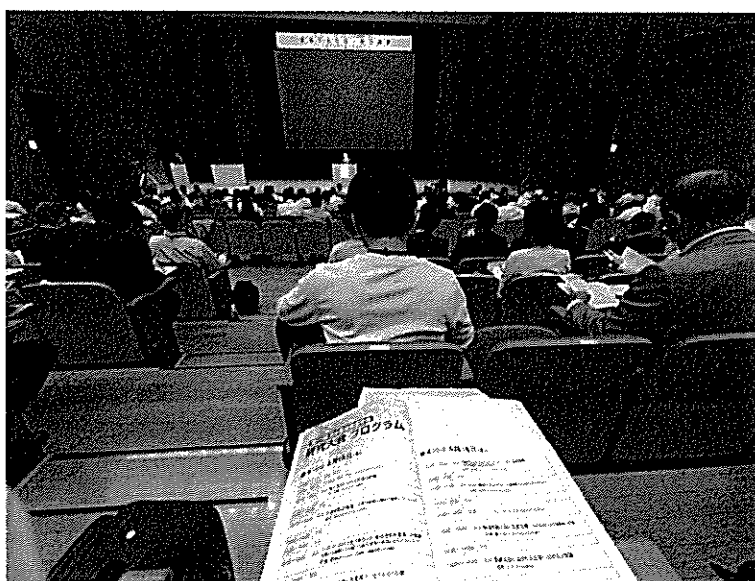
- ・ 1987年埼玉県庁入庁
- ・ 県民部県民総務課、川越土木事務所管理課、出納局出納総務課、総合政策部計画調整課、健康福祉部県立病院課、社会福祉課、県立精神保健総合センターに勤務
- ・ 1995～6年度大利根町企画財政課長(県派遣)
- ・ 2004年4月から城西大学経営学部助教授
- ・ 総務省「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会委員」(2008年度)
- ・ 内閣府「公立病院改革の経済・財政効果に関する研究会委員」(2015年度)
- ・ 総務省「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会委員」(2021年度)
- ・ 総務省経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー
- ・ 研究テーマ:行政学(行政評価、公的組織の変革、地域医療問題、自治体病院の経営変革)
- ・ 博士(福祉経営:日本福祉大学から授与)

第11号様式の3（第5条関係）

政務活動記録簿（研修会参加）					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和7年5月15日				
政務活動先	日本自治創造学会				
研修名	2025年度 日本自治創造学会 研究大会				
参加者	首長、県議、市町村議会議員、学生など				
参加目的	日本自治創造学会主催の研究大会に参加し、地方自治をめぐる政治の役割や統治構造、地域政策の動向について理解を深めるとともに、地方議会における政策検討や質疑を行う上で必要となる基礎的かつ実践的な知識を習得することを目的とした。あわせて、今後の議会活動に資する視点や考え方を整理するため参加した。				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	日本自治創造学会主催の第17回研究大会に参加し、地方自治をめぐる政治の役割、統治構造、地域政策の実践に関する講演を受講した。後 房雄氏（名古屋大学名誉教授）による「地方自治における政治の復権」では、地方自治において議会および政治が果たすべき役割について整理がなされ、地方政治の責任と機能の重要性について理解を深めた。 飯尾 潤氏（政策研究大学院大学教授）の講演では、日本の統治構造を題材に、官僚内閣制と議院内閣制の関係性、政治主導の現状について理論的な視点から解説がなされた。 また、井倉 義伸氏（独立行政法人国際協力機構 理事長特別補佐）からは、JICAにおける地方創生2.0および地域活性化事業の取組事例が紹介され、地域と連携した事業の実践や制度活用の方法について理解を得た。 さらに、金井 利之氏（東京大学大学院教授）による講演では、地方自治を取り巻く制度的・構造的課題を踏まえ、地方自治の現状と今後の課題について示唆がなされた。 （研修の効果） 本研修を通じて、地方自治における政治の役割や統治構造の変化、国と地方の関係性について体系的に理解を深めることができた。 また、地域活性化施策の実践事例や制度運用の考え方を把握することで、今後の議会活動における質疑や政策検討に活かせる基礎的かつ実践的な知識を整理することができた。 今後、地方自治のあり方や地域政策を検討する場面において、本研修で得た知見を踏まえた議論を行っていく。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号

宿泊費	円	内訳:		
研修費	11,000 円	内訳:		17
合計 11,000 円 50%充当 5,500 円				
備考	添付資料：写真、資料など			

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。



第17回 2025年度 日本自治創造学会 研究大会

変容する社会・地方選挙 ～地方自治のあり方を問う～

プログラム・大会資料

開催日 2025年 5月15日(木) 13:00～17:45
5月16日(金) 10:00～15:05

主催 一般財団法人 日本自治創造学会

一般財団法人 日本自治創造学会
The Japanese Society for Local Democracy

理事長 穂坂 邦夫

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-24-301
(事務局)NPO法人地方自立政策研究所内

TEL 03-5846-9227

FAX 03-5846-9228

<http://jsozo.org>

E-mail:info@jsozo.org

第 1 1 号様式の 3 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (研修会参加)					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和 7 年 8 月 2 日				
政務活動先	日本女性会議 2 0 2 5 in 樫原				
研修名	日本女性会議 2 0 2 5 in 樫原				
参加者	各都道府県の女性議員等				
参加目的	男女共同参画社会の実現に向けた最新の政策動向および地域における取組事例について調査・研究を行うことを目的とした。あわせて、全国の関係者との意見交換を通じ、施策推進の課題および方向性を把握するため。				
内容、結果等	基調講演および分科会に参加し、女性活躍推進、子育て支援、地域コミュニティにおける男女共同参画の推進等について議論が行われた。各自治体の先進事例や課題認識について情報共有がなされた。 (視察の効果) ※研修受講の効果を明記のこと 本大会を通じ、男女共同参画施策は地域の実情に応じた具体的な取組が重要であることを再認識した。今後、議会活動において地域課題に即した施策提案に活用していく。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	5,000 円	内訳: 参加費		41
	合計 5,000 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料: プログラム、参加資料				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。



橿原大会シンポジウム

メインパネリスト：有森 裕子 (元プロマラソン選手)

未来にも輝けるスポーツライフを目指して
～心身の健康とそのケア～



特別講演会

講演：アン ミカ (モデル・タレント)

ポジティブ脳で幸せに過ごすために



記念シンポジウム

講師兼コーディネーター：櫻井 彩乃

(一般社団法人GENCOURAGE代表理事)

大学生と考える！ジェンダー平等って何ですか？
～自分たちの未来を変えるために～



日本女性会議 2025 橿原

日本国はじまりの地から
未来へ

～多様性を認め合う社会の実現を～

日本女性会議は、男女共同参画をテーマ
とした国内最大級の大会です。

2025
10.3^金-5^日

会場

奈良県橿原文化会館
奈良県社会福祉総合センター
かしはら万葉ホール

【主 催】日本女性会議2025橿原実行委員会 / 橿原市

【問合せ先】日本女性会議2025橿原実行委員会事務局 (橿原市人権政策課内)

〒634-0804 奈良県橿原市内膳町1-6-8 かしはらナビプラザ4階

TEL: 0744-21-1090 / FAX: 0744-47-2351

E-mail: danjo2@city.kashihara.nara.jp



日本女性会議
ホームページ



JWC2025KASHIHARA

日本女性会議
公式Instagram

会議と橿原の最初のひらがな「か」をモチーフに、女性がイキイキと社会に向かって未来に向かって躍動している様子を表現しています。

大会スケジュール



日本女性会議 2025 橿原



詳細はこちら
(5/31 OPEN)

day 1

10/3(金) 分科会・交流会

12:30
14:30
前半
分科会
(分科会5のみ
終了は14:55)

▶ 奈良県橿原文化会館

1 健康・医療

未来に向かう医療
～性差医療を知って健康寿命をのばす～

2 歴史・文学

日本国の始まり
その時代を生きた女性たち

▶ 奈良県社会福祉総合センター

3 生き方×働き方「なりたい自分」

「女だから、男だから」ではなく、生きやすい社会にするために
～橿原が変われば、奈良が変わる、そして日本を変える～

4 家族

笑って考える家族のカタチ
～男の家事が社会を救う ジャンボ宝くじを必ず当てる方法?!～

5 子ども

子どもの「自分らしさ」と「生きにくさ」をめぐって

14:30～15:30 休憩・移動

15:30
17:30
後半
分科会

▶ 奈良県橿原文化会館

6 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

今を生きるあなたに知ってほしい
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」

7 教育とジェンダー

奈良で理工系女性人材を育てる

▶ 奈良県社会福祉総合センター

8 はたらく女性 輝く会議

女性就業率 最下位の奈良から考える
～日本国はじまりの地 橿原からはたらく女性が輝く未来～

9 DV・デートDV

子どもたちを被害者にも加害者にも傍観者にもさせないために

18:30～20:00 交流会 会場：グランドメルキュール奈良橿原 **別途料金**

day 2

10/4(土) 全体会

会場 奈良県橿原文化会館

9:30～ オープニング まほろば円舞会
9:50～ 開会式
10:20～ 基調報告(内閣府男女共同参画局)
男女共同参画に関する最新情報の報告

10:50～ 橿原大会シンポジウム
**未来にも輝ける
スポーツライフを目指して**
～心身の健康とそのケア～

・コーディネーター：田里 千代
(天理大学 体育学部教授)
・パネリスト：天理大学 現役女性アスリート



メインパネリスト
有森 裕子
(元プロマラソン選手)

12:00～ 休憩
12:45～ 各分科会の報告
13:40～ 特別講演会

**ポジティブ脳で幸せに
過ごすために**

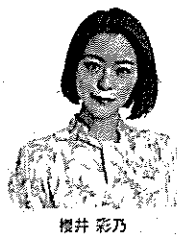
講演 アン ミカ (モデル・タレント)



アン ミカ

14:50～ 記念シンポジウム
**大学生と考える！
ジェンダー平等って何ですか？**
～自分たちの未来を変えるために～

・講師兼コーディネーター：櫻井 彩乃
(一般社団法人GENCOURAGE代表理事)
・パネリスト：奈良県内在学・在住の学生



櫻井 彩乃

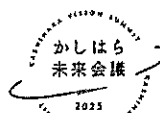
16:30～ 閉会式
17:00～ 終了

day 3

10/5(日) かしはら未来会議

会場 かしはら万葉ホール

10:00～13:00 参加無料・申込不要



橿原市の未来を担う中高生が提案！
**日本国はじまりの地からはじめる
Well-beingなまちづくり**

橿原・奈良の魅力あふれるコースをご用意！

希望者
のみ

エクスカーション

※別途料金

10月3日(金)～5日(日)

料金
(お1人様)

●参加費(お1人様)
一般 5,000円
橿原市民(特別) 4,000円
学生(特別) 無料
●交流会(お1人様) 6,000円

※分科会・全体会に参加
可能
※(特別)は各先着200名
まで適用

**お申込み
方法**

お申込みは、公式ホームページの
申込フォームでのみ受付します。
右記QRからお申込みください。
▶ <https://amarys-jtb.jp/jyoseikaigi2025/>

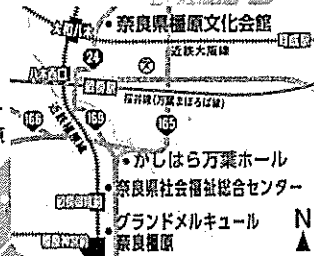
●申込期間
6/2(月)11:00～8/20(水)23:59まで



申込フォーム

各会場MAP

day1 分科会・交流会
▶ 奈良県橿原文化会館
▶ 奈良県社会福祉総合センター
▶ グランドメルキュール奈良橿原
day2 全体会
▶ 奈良県橿原文化会館
day3 かしはら未来会議
▶ かしはら万葉ホール





日本女性会議 2025 橿原

日本国はじまりの地から未来へ

～多様性を認め合う社会の実現を～

2025年10月3日(金) ▶ 5日(日)

会場：奈良県橿原文化会館
奈良県社会福祉総合センター
かしはら万葉ホール

主催：日本女性会議2025橿原実行委員会・橿原市

1日目 10月3日金
(分科会)

大会スケジュール(1日目)

11:30～	受付	
12:30～14:30	前半分科会(Ⅰ～Ⅲの中から1つ選べます)	※最大2つの分科会に参加可能です。
14:30～15:30	休憩・移動	
15:30～17:30	後半分科会(Ⅳ～Ⅵの中から1つ選べます)	
18:30～20:00	交流会	※詳しくは9ページ

会場 奈良県橿原文化会館／奈良県社会福祉総合センター

※会場位置は12ページ(裏表紙)をご覧ください。

前半分科会 12:30～14:30(※分科会5のみ終了は14:55)

分科会
1

健康・医療(定員1,000人)

講 演 会場 橿原文化会館 大ホール

未来に向かう医療 ～性差医療を知って健康寿命をのばす～

超高齢化社会で誰もが健康でいきいきと過ごすため、性差医療の最新研究から男女の身体特性や病気の要因を学びます。各分野の専門医による認知症の予防としてのコミュニケーションの重要性、がんの要因の男女差、健康寿命を左右するフレイル予防についての講演と意見交換を通じて、全世代がQOLを高め、健康寿命を延ばすためのヒントを提供します。

座長：細井 裕司(奈良県立医科大学 学長)
講演：内田 育恵(愛知医科大学 特任教授)
津金 昌一郎(国際医療福祉大学大学院 教授)
川崎 佐智子(奈良県立医科大学 講師)
進行役：島本 太香子(奈良大学 副学長)

分科会
2

歴史・文学(定員240人)

講 演 会場 橿原文化会館 小ホール

日本国の始まり その時代を生きた女性たち

1,300年前の日本女性の実像を歴史学や文学の研究から紐解き、現代女性と比較することでジェンダー問題の社会的背景を考察します。「日本国はじまりの地」で活躍した女性たち、特に女帝や万葉集に描かれた女性の生き方や価値観を通して、古代の多様な女性像を明らかにします。

講演：渡辺 晃宏(奈良大学 文学部 教授)
鈴木 喬(奈良大学 文学部 准教授)
司会：奈良大学 学生

分科会
3

生き方×働き方「なりたい自分」(定員440人) 講 演 会場 社会福祉総合センター 大ホール

「女だから、男だから」ではなく、生きやすい社会にするために

～橿原が変われば、奈良が変わる、そして日本を変える～

ジェンダーギャップを解消し、「なりたい自分」に向かって、自身の能力を十分に発揮できる社会をめざし、個人や組織でできることを考えます。様々な分野で取組を続けているパネリストとともに、めざすべき姿についてのトークセッションを行い、性別に関わらず、誰もが生きやすい社会の実現に向けて、声を上げ連携し、行動することの大切さを共有します。

講演・コーディネーター：小安 美和((株)Will Lab 代表取締役)
パネリスト：須崎 康恵(奈良県立医科大学 女性研究者・医師
支援センター准教授・副センター長)
澄川 周平(奈良県警察本部 警務課 企画室長)
西岡 徳行((株)ハンナ 取締役)
岩城 はるみ((一社)COTOIKU 代表理事)

分科会
4

家族(定員100人)

講 演 会場 社会福祉総合センター 大会議室

笑って考える家族のカタチ

～男の家事が社会を救う ジャンボ宝くじを必ず当てる方法?!～

東大生が最も受けたい授業No.1!瀬地山教授による、仕事・家庭・子育てを両立させるための夫婦のパートナーシップや家族それぞれがいきいきと自分らしく生きるための親子関係について考える講演会です。笑って笑って、その先にしっかり考える話が満載です。

講演：瀬地山 角
(東京大学大学院 教授 ジェンダー論)

講 演 …講演 シン …シンポジウム ト …トークセッション 先 …先進地発表 テ …ディスカッション

分科会
5

子ども 12:30~14:55(定員210人)



会場 社会福祉総合センター 研修室B、C

子どもの「自分らしさ」と「生きにくさ」をめくって

多様な子どもたちが「自分らしく」生き、社会とつながるためには周囲や社会の支援が重要です。不登校や発達障がいのある子どもへの理解を深め、保護者や支援者が適切な対応を学ぶことで、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざすシンポジウムです。

コーディネーター：林 郷子(奈良大学 教授)

登壇者：狗巻 修司(奈良女子大学 准教授)

飯田 順三

(奈良県立医科大学 名誉教授/

(医)南風会 子どものこころセンター 絆 センター長)

奥山 志帆(郡山北小学校・郡山中学校分教室「ASU」主任)

後半分科会

15:30~17:30

分科会
6

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(定員1,000人)



会場 橿原文化会館 大ホール

今を生きるあなたに知ってほしい「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」

「次の世代をうむこと」について生物学的基盤と最先端医療を知り、現代社会において、「自分らしいライフコースの選択」を学ぶシンポジウムです。女性のライフステージに応じた健康支援の取組や、子どもを持つことに関する最先端医療、そして若い世代への啓発プロジェクトを知り、男女が互いの生物学的な特性を理解し、尊重し合い、それぞれの特性をいかしていける社会づくりについて考えます。

コーディネーター：島本 太香子(奈良大学 副学長)

シンポジスト：木村 文則

(奈良県立医科大学 教授/

奈良県立医科大学附属病院 高度生殖医療

センター長)

高木 麻衣((株)タカギ 代表取締役社長)

分科会
7

教育とジェンダー(定員240人)



会場 橿原文化会館 小ホール

奈良で理工系女性人材を育てる

理工系に参画する女性が少ないのは日本特有の現象です。このシンポジウムでは、まず、日本において理工系に女性が少ない現状について理解し、奈良県における工学系女性人材の育成に着目し、奈良女子大学工学部、奈良工業高等専門学校、関西科学塾コンソーシアムの取組から、理工系人材の裾野拡大と育成の現状と課題について考えます。

司 会：安田 恵子(奈良女子大学 特任教授)

講 演：久保 博子(奈良女子大学 工学部長)

原谷 留也子

(奈良工業高等専門学校 女性エンジニア養成推進センター長)

松岡 由貴(奈良女子大学 准教授)

分科会
8

はたらく女性 輝く会議(定員440人)



会場 社会福祉総合センター 大ホール

女性就業率 最下位の奈良から考える

～日本国はじまりの地 橿原から はたらく女性が輝く未来～

多様で柔軟な働き方を実現し、女性が働きやすい職場づくりをめざすために、企業・組織としてどのようなことに取り組んでいくべきでしょうか。先進地での事例報告や奈良県を代表する企業の方々とのトークセッションを通して、働きやすさと働きがいのある、男女がともに活躍できる職場づくりの在り方について、日本国はじまりの地、橿原市から考えます。

先進地報告：塚田 まゆり(長野商工会議所 副会頭)

コーディネーター：小安 美和((株)Will Lab 代表取締役)

パネリスト：原田 杏子(五條メディカル(株) 代表取締役)

森本 知加((株)南都銀行 田原本支店 次長)

佐藤 雅大(佐藤薬品工業(株) 代表取締役社長)

司 会：上田 恭子((有)STAR VOICE 代表取締役)

分科会
9

DV・デートDV(定員100人)



会場 社会福祉総合センター 大会議室

子どもたちを被害者にも加害者にも傍観者にもさせないために

国が推進し、積極的な実施を呼び掛けている「生命(いのち)の安全教育」。しかしながら各学校現場にはなかなか浸透していない実態があります。

子どもたちを取り巻く状況や、新たな知識、情報からジェンダー平等について考え、子どもたちの実態や、大人が知っておきたいこと、DVや性暴力のない社会に向けて子どもたちに何を伝えていくのか等を話し合います。

パネリスト：中谷 奈央子(性教育講師・思春期保健相談士)

吉川 ヒロ(tomonori 共同代表)

コーディネーター・パネリスト：風味 良美(参画ネットなら)

2日目 10月4日土
(全体会)

■大会スケジュール(2日目)

9:00～ 受付
9:30～10:50 オープニング・開会式・基調報告
10:50～12:00 橿原大会シンポジウム
12:45～13:30 分科会報告
13:40～14:40 特別講演会
14:50～16:30 記念シンポジウム
16:30～17:00 閉会式

会場 奈良県橿原文化会館

[メイン会場]大ホール [サテライト会場]小ホールほか(大ホールの映像を中継します)

オープニング 9:30～9:50

- 万葉ダンスファンタジー～持続女帝の愛と葛藤の生涯～/まほろば円舞会
国家形成に重要な役割を果たした、持続女帝の愛と葛藤の生涯を万葉歌と共にダンスで表現します。

開会式 9:50～10:20

基調報告 10:20～10:50

- 内閣府男女共同参画局による男女共同参画に関する最新状況の報告です。

橿原大会シンポジウム 10:50～12:00

未来にも輝けるスポーツライフを目指して ～心身の健康とそのケア～

スポーツ界に根深く残るジェンダーの課題(男女比の不均衡、ハラスメント、男性中心の考え方など)を背景に、女子アスリートが抱える身体的・精神的な負担と将来的なスポーツライフや日常生活での健康への影響を取り上げ、心身のケアの重要性を訴えるシンポジウムです。

元トップアスリートが現役時代に直面した心身の健康にかかわる課題などの経験談や大学生現役アスリートとの意見交換を通して、女性アスリートが抱えやすい心身の問題に対する周囲の理解と適切な対応の必要性を訴え、また若い世代に対して目先の記録だけでなく「未来の健康」を最重要視するメッセージを伝えます。

メインパネリスト 有森 裕子 元プロマラソン選手



1966年12月17日生まれ、岡山県出身。日本体育大学を卒業後、リクルート入社。女子マラソン選手として1992年バルセロナオリンピックで銀メダル、1996年アトランタオリンピックでは銅メダル獲得。1998年NPO法人ハート・オブ・ゴールド設立、代表理事就任。2007年にプロマラソンランナー引退。現在では、国際オリンピック委員会(IOC) Olympism365委員会委員、ワールドアスレティックス(WA)カウンスルメンバー、日本陸上競技連盟副会長、大学スポーツ協会 副会長など、幅広い分野でスポーツ振興に関わっている。2010年IOC女性スポーツ賞を日本人として初めて受賞。

コーディネーター

田里 千代

天理大学 体育学部 教授

奈良生まれ、横浜育ち。2006年4月天理大学体育学部准教授、2013年4月より現職。2022年9月からの一年間は台湾・中國文化大学にて客員教授。ソフトボール部部長。専門はスポーツ人類学、スポーツ文化論。世界のユニークなスポーツに注目し、人々の暮らしや生活様式、考え方といった文化との関わりについて研究している。人間科学博士。

パネリスト

天理大学 現役女性アスリート

前田 ひなた 人間学部人間関係学科/創作ダンス部
有川 舞 体育学部体育学科/剣道部

昼休憩 12:00～12:45

分科会報告 12:45～13:30

- 各分科会の議論内容や課題を報告し、今後に向けた提言を発表します。

特別講演会

13:40~14:40

ポジティブ脳で幸せに過ごすために

自分らしく生きていくための アン ミカ流ポジティブ脳のはぐくみ方を伝授します。

講演 アン ミカ モデル・タレント

1993年パリコレ初参加後、モデル業以外にも、MBS【サタデープラス】、NHKラジオ【アンミカ Teen-ager倶楽部】などでMCを多数務め、テレビ、ラジオ、歌手、ドラマ・映画、舞台上俳優活動、CM出演など幅広く活躍。

2012年ユニバーサルからCMカバーアルバム【Bitter sweet memories】を発売。2013年には伝統あるグレンミラーオーケストラに参加し東京・名古屋公演で歌声を披露。2023年【シンデレラストーリー】にて、魔法使い役でミュージカル初出演。

【野菜ソムリエ】「漢方養生指導士」「日本化粧品検定1級」など20以上の資格を活かし、化粧品、洋服、ジュエリーなどをプロデュース。【通販の女王】の異名を持つ。

ポジティブな生き方が共感を呼び【ポジティブカレンダー】【ポジティブ手帳】など、15冊以上の著書を発売。韓国観光名誉広報大使、初代大阪観光大使、2025年関西大阪万博ヘルスパビリオンアンバサダーなど数々のアンバサダーを務め、過去には阪南大学の特任教授も務める。

数々の人気ランキングで上位を占め、多くの世代から支持を得ている。



記念シンポジウム

14:50~16:30

大学生と考える!ジェンダー平等って何ですか?

～自分たちの未来を変えるために～

若者は今、何を考え、何を求めているのでしょうか?

未来を担う次世代にとっての「生きやすい社会」を実現するために、若い世代のジェンダー意識や課題を理解し、今のわたしたちに何ができるか、具体的なアクションを考えるシンポジウムです。



講演・コーディネーター 櫻井 彩乃 一般社団法人GENCOURAGE 代表理事

1995年生まれ。高校時代に同級生の一言をきっかけに、ジェンダー平等の実現を目指し活動始める。2020年に#男女共同参画ってなんですか代表として、第5次男女共同参画基本計画策定に向け、若者の声と提言書を担当大臣に提出。

現在は、ジェンダー平等の実現に向けて行動する次世代のサードプレイス「ジェンカレ」を運営し、若者の声を国や自治体の政策に反映する活動を展開。

政府税制調査会特別委員、財務省財政制度等審議会臨時委員などを務める。

パネリスト

県内在住・在学の大学生

1dayジェンカレin日本女性会議2025榎原 参加者代表

第1部 基調講演「データから見る今の若者のジェンダー観について」

ジェンダー平等な未来を創造する次世代の育成に力を入れ、自身も若者世代のフロントランナーとして活躍する櫻井 彩乃さんによる講演。

第2部 トークセッション「ジェンダー平等の実現に向けて、今日からわたしができること」

プレイベントとして5月に開催した「1dayジェンカレ in 日本女性会議2025榎原～未来を変える!「自分ごと」としてジェンダーを考えてみよう～」から選出された大学生4名がパネリストとして登壇。ジェンダーに関わる「生きづらさ」の呪縛から解放され、自分らしく生きられる未来の社会を実現するために、1dayジェンカレ後に取り組んだことや今日から取り組んでいけることを考えます。

閉会式・大会宣言

16:30~17:00

参加申込については、11頁をご覧ください。

日本女性会議2025橿原 参加申込案内

大会参加費

●会場参加

1日目・2日目の講演等(分科会は前半・後半各1つ)に参加できます。

一般……………おひとり様5,000円

橿原市民特別(先着200名まで)[※]……………おひとり様4,000円

学生特別(先着200名まで)[※]……………無料

[※]200名を超えた場合は一般料金となります。

●交流会……………おひとり様6,000円

会場参加費と交流会費は(株)JTBの集金代行です。

参加申込方法

お申込は、公式ホームページの
参加申込フォームのみで受付します。

大会ホームページの該当リンクから
直接お申込ください。

日本女性会議 橿原

検索

<https://joseikaigi-kashihara.jp/>



▲大会へ参加する
ページ

※お申込は、先着順になります。

※お支払いは、クレジットカード、コンビニ払い、ペイジー払いと
なります。

※1日目・2日目の昼食の弁当1食700円/1,000円(お茶
付・税込)のお申込についても申込フォームより受付します。

●参加申込期間締切後の受付はできません。

●弁当は事務局の手配となり、(株)JTBにて受付代行・集金代行
を行います。なお、弁当は、旅行契約に含まれません。

※追加募集を行う場合は、大会ホームページ等でお知らせします。

参加申込手順

参加申込期間 6/2(月)～8/20(水)

支払手続期間 7月末～8/24(日)

●お支払いは、クレジットカード、コンビニ払い、ペイジー払いとなります。

●支払手続期間よりも前にお支払いは受付できません。

支払案内メールが届いてから、上記期間内にお支払いください。

9/19(金)までに 参加証等をご発送します。

●1週間を経過しても未着の場合は、下記問合せ窓口「＜参加手続
き・支払の問合せ＞」までご連絡ください。

申込締切日▶2025年8月20日(水)

【領収書について】

※領収書は、大会終了後WEB上のマイページより出力できます。

なお、集金代行のため、会場参加費、交流会費、弁当代の税率
表示はございません。

【お申込後の変更・取消】

●変更・取消の場合はWEB上のマイページからご連絡をお願いいたします。申込期限後の変更につ
きましては出席者名簿の変更・登録等が出来ないことがありますので予めご了承ください。

●お取り消しの場合、1名様につき下記の取消料が適用されますのでご了承ください。

●お取り消し後のご返金は、取消料を差し引き、大会終了後、精算いたします。

事務処理上、概ね1ヶ月以内に対応させていただきますので予めご了承ください。

【宿泊・エクスカーション・大会参加費・弁当お取消料について】

●契約成立後、お客様の都合で、契約解除されるときは、下記の取消料を申し受けます。

(宿泊プランは1泊ごと)

【手話通訳のお申込】

大会参加申込フォームよりお申
込ください。

【大会報告書】

大会報告書は、公式ホームペ
ージ上で公開しますので、どなた
でもダウンロード可能です。公
開は、2026年3月を予定して
います。

〈宿泊・エクスカーション取消料(おひとり様)〉

取消日	旅行開始日から起算して さかのぼって		旅行開始日の 前日の解除	旅行開始日の 当日の解除	旅行開始後の 解除または 無連絡不参加
	20日前(日帰り 旅行にあっては 10日前)から8 日前まで	7日前～2日前 まで			
取消料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

〈大会参加費・弁当取消料〉

大会参加費 (会場・交流会)	8月末日	9月1日以降
	無料	100%
昼食 (弁当)	9月20日	9月21日以降
	無料	代金の100%

※注1)ご宿泊当日12時までに取消の連絡がない場合は無連絡不泊として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

お問合せ

〈参加手続き・支払の問合せ〉

株式会社 JTB ビジネストラנסフォーム

TEL:06-6120-1212

営業時間:平日10:00～17:00

E-mail:joseikaigi2025@jtb.com

※お電話の際、大会名とお名前をお教えください。

〈旅行企画・実施〉

株式会社 JTB 奈良支店 TEL:0742-30-5100

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3-4-29 大宮西田ビル7階

観光庁長官登録旅行業64号 総合旅行業務取扱管理者:米澤彰敬

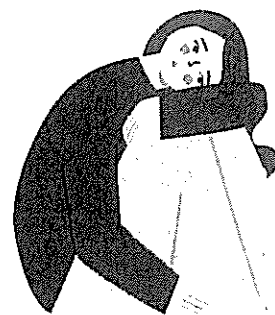
※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。
ご旅行の契約に関し、担当者からの説明に不明な点がございましたら、遠慮なく上
記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

第 1 1 号様式（第 5 条関係）

政務活動記録簿（研修会参加）					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和 7 年 9 月 3 0 日（1 0 月 2 5 日）				
政務活動先	市川房枝政治参画フォーラム				
研修名	市川房枝政治参画フォーラム				
参加者	主催者関係者、講師、パネルディスカッション登壇者、関係団体職員 等				
参加の目的	政治参加の意義および民主主義の発展に資する取組について調査・研究を行うこと。あわせて、女性をはじめとする多様な主体の政治参画の促進に向けた課題を把握すること。				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	女講演およびパネルディスカッションに参加し、政治参加の歴史的経緯や現代における課題、若年層の政治意識の醸成等について議論がなされた。（視察の効果） 本フォーラムを通じ、政治参加の裾野を広げるためには教育や情報発信の充実が重要であるとの認識を得た。今後、住民の政治参加を促進する施策検討に活用していく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	市川房枝政治参画フォーラム	JR	王寺～京都	990 円	54
	市川房枝政治参画フォーラム	新幹線	京都～品川	19, 040 円	55
	市川房枝政治参画フォーラム	新幹線	品川～新大阪	19, 590 円	56
	市川房枝政治参画フォーラム	JR	新大阪～王寺	660 円	57
	参加費		12, 000 円		47
	合計 52,280 円 すべて政務活動				
備考	添付資料：資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

女性の人権をまもる 「女性支援法」を 自治体政策の中心に!



2024年4月に施行された「女性支援法」は、女性が女性であることで困難な問題を抱える当事者を中心に、適切な支援により、女性の人権が守られ、女性が安心して、自立して暮らせる社会を実現するために制定されました。施行から一年、各自治体の女性支援施策の計画策定への取り組み状況はどうでしょうか。当事者に寄り添い、支援する女性相談支援員は安定して働ける雇用になっているでしょうか。民間団体との協働による支援は必須です。改めて女性の人権を守るための福祉法である女性支援法の意義を確認し、さまざまな困難を抱える女性への支援を自治体政策に反映させるための学びの場です。参加をお待ちしています。

プログラム

10:10~ 基調講演 **女性支援法施行の意義と課題**
12:10 **—地方自治体の役割を問い直す—**

お茶の水女子大学名誉教授、女性支援法推進を促進する会会長
戒能 民江さん



13:10~ 講演 **「私の意思」を尊重した支援とは**
14:40 **～官民協働の支援の必要性～**

国立市政政策経営部市長室長 **吉田徳史さん**



14:45~ 講演 **困難に直面する女性との**
16:15 **関わりから見える必要な『手』**

NPO法人mia forza **門間尚子さん**



16:30~17:30 交流会 (自由参加・要予約・茶菓代500円)

日時

10/25(土)

10:00-16:15

場所

婦選会館

(新宿駅 徒歩8分)

東京都渋谷区代々木2-21-11

参加費

現職議員 **12,000円(税込)**

現職議員以外 **5,000円(税込)**

定員

40名・対面式
(要予約・受付先着順)

音声受講(CD)
受付中!

1000 3,000円
(送料別)

対象

自治体議員及びその支援者、
テーマに関心がある人(主に女性)

申込

当財団HP、TEL、FAX
よりお申込ください



参加費は、以下のいずれかへお振込ください

口座名：公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター

①みずほ銀行 新宿新都心支店
(普通)0250244

②三菱UFJ銀行 新宿中央支店
(普通)5562919

お問合せ

(公財)市川房枝記念会女性と政治センター

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-21-11 婦選会館 TEL: 03-3370-0238 FAX: 03-5388-4633

E-mail: fitikawa.moushikomi@fork.ocn.ne.jp URL: <https://www.ichikawa-fusae.or.jp>

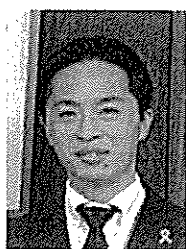
2025.7

講師プロフィール



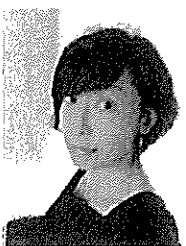
戒能 民江 (かいのう・たみえ) さん

専門はジェンダー法学、女性に対する暴力研究。国のDV防止法改正や女性支援法制定、自治体の男女共同参画審議会などに関わる。近著『婦人保護事業から女性支援法へ』（信山社新書、2020年）、「分断を超える「女性支援」へ」（『世界』2022年8月号）、『困難を抱える女性を支えるQ&A』（解放出版社、2024年）、「女性支援法の立法過程と女性の政治参画」（日本学術協力財団『女性の政治参画をどう進めるか』2024年）など。



吉田徳史 (よしだ・のりふみ) さん

国立市政策経営部市長室長(女性支援、人権、男女共同参画担当課長) 2009年国立市役所入庁。中央図書館、生活保護ケースワーカー、福祉総合相談担当を経て、2015年より市長室で人権、男女平等、平和担当となる。2017年度より管理職となり女性支援部門の担当課長となる。2019年度から市内の女性支援団体との官民協働事業「女性パーソナルサポート事業」を実施。事例提供：『困難を抱える女性を支えるQ&A』（解放出版社、2024年）、『女も男も』（労働教育センター2024年春・夏号）



門間尚子 (もんま・しょうこ) さん

大学卒業後、2000年よりボランティアとして、DV/性暴力被害者・シングルマザー・女子少年院出院者をはじめとする生きづらさを抱える女性とこどもたちを応援中。2021年に市川房枝女性の政治参画基金の助成を受け、NPO等におけるハラスメント対応としくみづくりにも力を入れている。

▼参加希望の方は①裏面の申込用紙の送付、②10月20日(月)までに参加費をお払込みください。

お払込みが遅れる場合は必ずご一報ください。キャンセルは10月20日まで申し受けます。

▼10月21日以降のキャンセルは、参加費全額が対象となります。その場合、下記の音声・資料をお送りしますが、代理の方のご出席、もしくは1年以内の他のフォーラムへの振替も可能です。

▼戒能民江さんと吉田徳史さんの講演は音声(CD)による受講も可能です。1コマ3,000円＋送料500円＝3,500円です(2コマの場合3,000円×2＋500円＝6,500円)。終了後1週間以内に音声(CD)と資料(紙媒体)を郵送いたします。

なお、門間尚子さんは資料のみ(1,000円＋送料500円＝1,500円)となります。

▼体調不良の方は参加をお控えください。

▼講師の都合などにより変更がある場合は、ご了承ください。

-----参加申込書(お寄せいただいた個人情報は財団からのご案内に利用させていただきます。)-

ふりがな お名前	受講歴 はじめて参加・前に参加したことがある	
連絡先	住所 (〒) 電話 FAX メール	
現職議員	自治体名 所属会派	党籍 有()・無
議員以外	活動など()	
会場参加費	現職議員(12,000円)・議員以外(5,000円)	交流会(500円)：参加・不参加 ※交流会費は当日お支払い下さい。
音声/資料希望	(戒能民江さん 音声3,000円 吉田徳史さん 音声3,000円 門間尚子さん 資料1,000円) + 送料別 500円	払込方法：みずほ・三菱
参加のきっかけ	議会事務局より・当センターからの案内・『女性展望』誌上・当センターHP・その他	

ご要望など

FAX 03 - 5388 - 4633

貸室

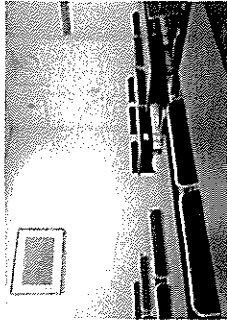
センターでは、様々なタイプの貸室を提供しています。会議や研修会、パーティなど、各種お集まりにご利用いただけます。プロジェクターや電子黒板、コピーの有料サービス、飲料の自販機もあります。



1階多目的ホール



1階セミナールーム



2階研修室A



2階会議室



2階研修室B

貸室利用料金表

	1階多目的ホール	1階セミナールーム	2階会議室	2階研修室A	2階研修室B
面積 定員	約85㎡ 30～100名	約15㎡ 8～10名	約65㎡ 30～70名	約25㎡ 8～16名	約13㎡ 3～6名
9～12時	16,200	3,800	11,850	4,800	2,400
13～17時	18,050	4,250	14,350	5,200	2,700
17～20時	20,000	5,250	16,200	5,650	3,350
9～17時	43,400	8,050	26,200	10,000	7,500
9～20時		12,000	38,000	13,900	
10～12時					
13～15時		2,700	7,250	2,900	1,550
14～16時					
15～17時					
17～19時		3,600	10,200	3,650	2,150

*デナント、維持員は10%引き(2時間料は除く)。料金は税別価格です。

*申込書の提出と使用料金のお支払いをもって申込受付とします。

*キャンセル料、機材使用料のほか詳細はHPまたは別紙パンフレットがあります。

*空室情報はHPにてご確認ください。

維持員・ご寄付のお願い

「女性と政治センター」は、皆さまのご支援により、女性の政治的エンパワメントの拠点として半世紀を超える活動をしてまいりました。さらなる事業発展のため、維持員として、またご寄付のご協力をお願い申し上げます。性別・国籍を問いません。

*維持員について

種類：学生(1,000円)/一般維持員(一〇三,〇〇〇円)/特別維持員(一〇一〇,〇〇〇円)＝以上年額/永久維持員(300,000円)＝以上一括。維持員の方には催事案内や会計の収支を報告し、貸室料金の割引をいたします。また特別維持員・永久維持員の方には隔月刊誌『女性展望』を贈呈します。

*ご寄付について

「女性と政治センター」は2013年、内閣総理大臣より公益財団の認定を受け、当センターへのご寄付は寄付控除の対象となり、税法上の優遇措置が適用されることとなりました。また、相続または遺言による遺贈にかかる相続税も、相続税の申告期限内のご寄付は租税特別措置法の定めにより非課税となります。詳細は事務局までお問合せください。

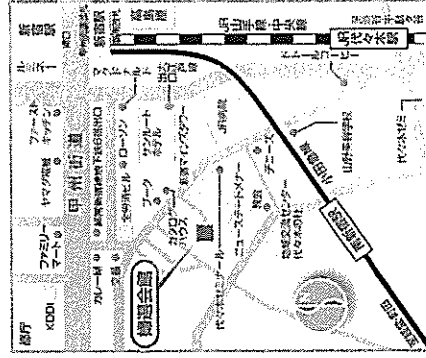
公益財団法人市川房枝記念会 女性と政治センター
ICHIKAWA Fusae Center for Women and Governance

東京都渋谷区代々木2-21-11 婦選会館 〒151-0053

電話 03(3370)0238, 0239 FAX 03(5388)4633

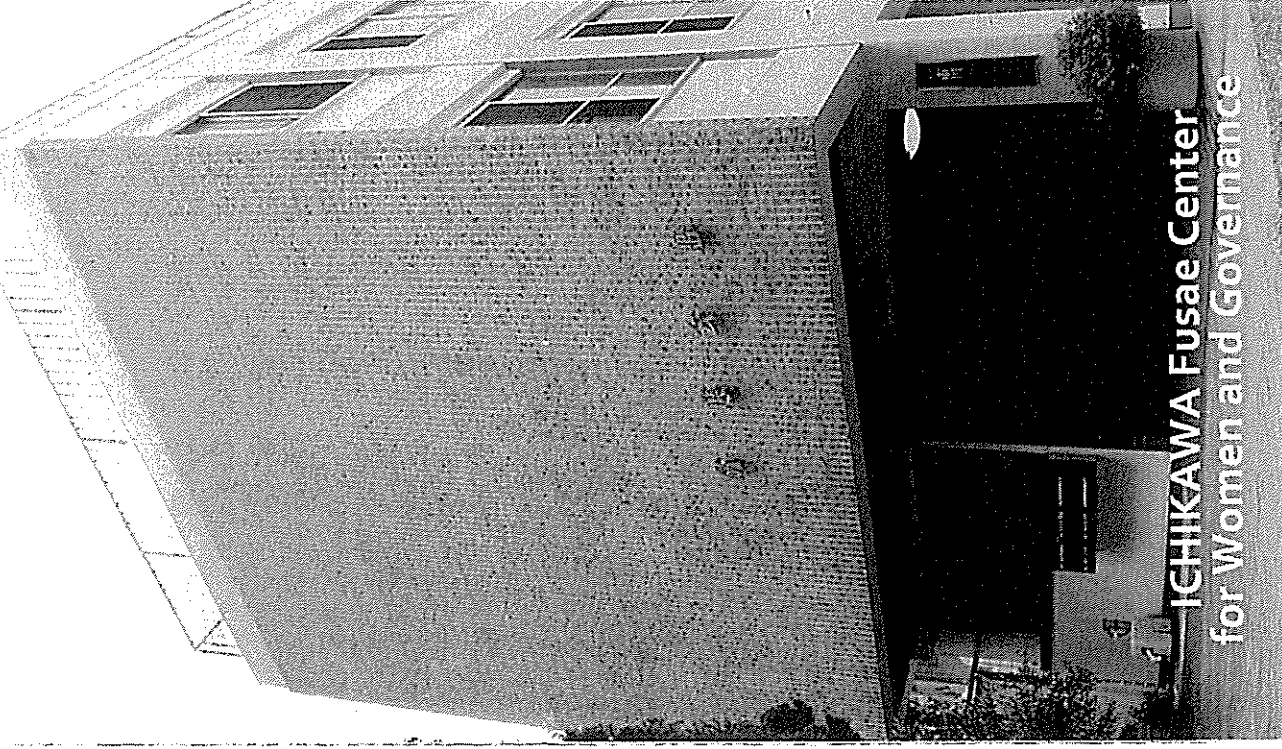
e-mail fitikawa@trust.ocn.ne.jp

URL www.ichikawa-fusae.or.jp



JR線：代々木駅北口、新宿駅南口・甲州街道改札・新宿改札下車 徒歩7分
小田急線：南新宿駅下車 徒歩3分
地下鉄都営新宿線・大江戸線：新宿駅下車 徒歩3分

公益財団法人 市川房枝記念会 女性と政治センター



ICHIKAWA Fusae Center
for Women and Governance

女性と政治センターについて

「公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター」は、平和で平等な市民主体の社会を目指し、女性が民主的ガバナンスの積極的担い手になるために、女性の政治的エンパワーメントの促進と国内外の連携を支える拠点として活動しています。

1962年、女性の政治教育の拠点として自治省（現総務省）認可の「財団法人婦選会館」が設立され、2013年4月より公益財団法人に移行しました。この間財団の名称は「婦選会館」→「市川房枝記念会」→「市川房枝記念会女性と政治センター」と変わりましたが、一貫して「婦選は鍵なり」という創設者市川の信念を継承し、諸事業を行ってきました。

女性参政権が実現して70余年を経て、2018年には政治分野の男女共同参画推進法も成立しましたが、女性国会議員の割合は衆議院約1割、参議院約2割で、世界の200近い国々の中で衆議院は過去30年間、120～150位を推移しています。生活に身近な地方議会でもわずかに約1割に過ぎません。

センターの事業の枠組み

I. 政治教育・人材養成事業（公益一）

1. 現職女性地方議員の政策研修・議員養成・選挙相談
2. ジェンダー視点からの政策点検
3. 国の予算案を基に男女共同参画基本政策のヒアリング
4. その他緊急課題等に関するセミナー等

II. 情報収集・保存・提供・発信事業（公益二）

1. ライブラリー・アーカイブズ（女性参政関係史料）
2. 常設展「市川房枝記念展示室」の公開

III. 出版及び調査・研究事業（公益三）

1. 出版事業（隔月刊『女性展望』ほか）
2. 調査・研究（選挙、国際比較等）



市川房枝（1893-1931）愛知県生まれ。教師、新聞記者を経て上京。平塚らいてうと新婦人協会設立。米国で女性運動、労働運動を学び帰国後、ILO東京支部勤務。婦選獲得同盟創立に参加し、婦人参政権獲得運動のリーダーとなる。戦後は、参院議員を5期25年。女性の地位向上や、選挙と政治の浄化をめざし、幅広い女性・市民団体とともに運動を進めた。生涯を女性参政権の実現に捧げ、色紙には「婦選は鍵なり」「権利の上に眠るな」とよく書いた。倒れる2ヶ月前の1930年11月、「国連婦人の10年」中間年日本大会基調講演で「平和なくして平等なく 平等なくして平和なし」と訴えた。

このような状況を変えていくため、女性市民のための政治教育プログラムをはじめ、地方議会へ女性の進出を促す住民参画型選挙運動の普及、現職議員のための政治研修などに一層力を入れて取り組んでまいります。婦人参政権獲得運動の貴重な史資料を所蔵するアーカイブズとしても、先人たちの運動の足跡を後世に伝えていくため、さらに資料の整理、発信に努めるなど、女性の政治的エンパワーメントを進める拠点としての役割を果たしてまいります。

IV. 国内外組織との連携及び支援事業（公益四）

1. 女性団体・組織との連携
2. 市川房枝女性の政治参画基金からの助成

V. 収益事業（収益一）

1. 貸事務所・賞会議室
2. バザー・市川語録発信・グッズの制作販売

VI. その他財団の目的を達成するために必要な事業

1. 維持員
2. 会館の改修、補修工事等



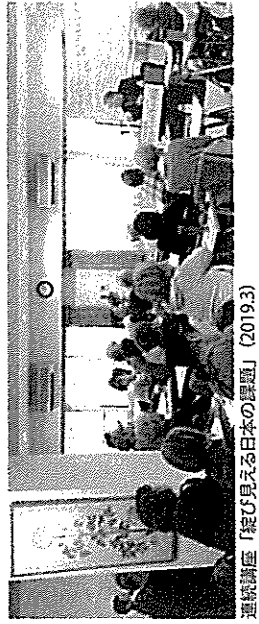
第3回「8歳からの選挙権」(2019.7)



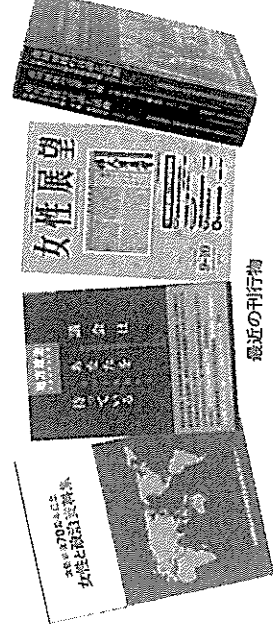
市川房枝記念展示室



2019脱原発一日セミナー「原発ゼロ社会をめざしてー私たちの課題」(2019.8)



連続講座「旋び見える日本の課題」(2019.3)



最近の刊行物

第11号様式の3 (第5条関係)

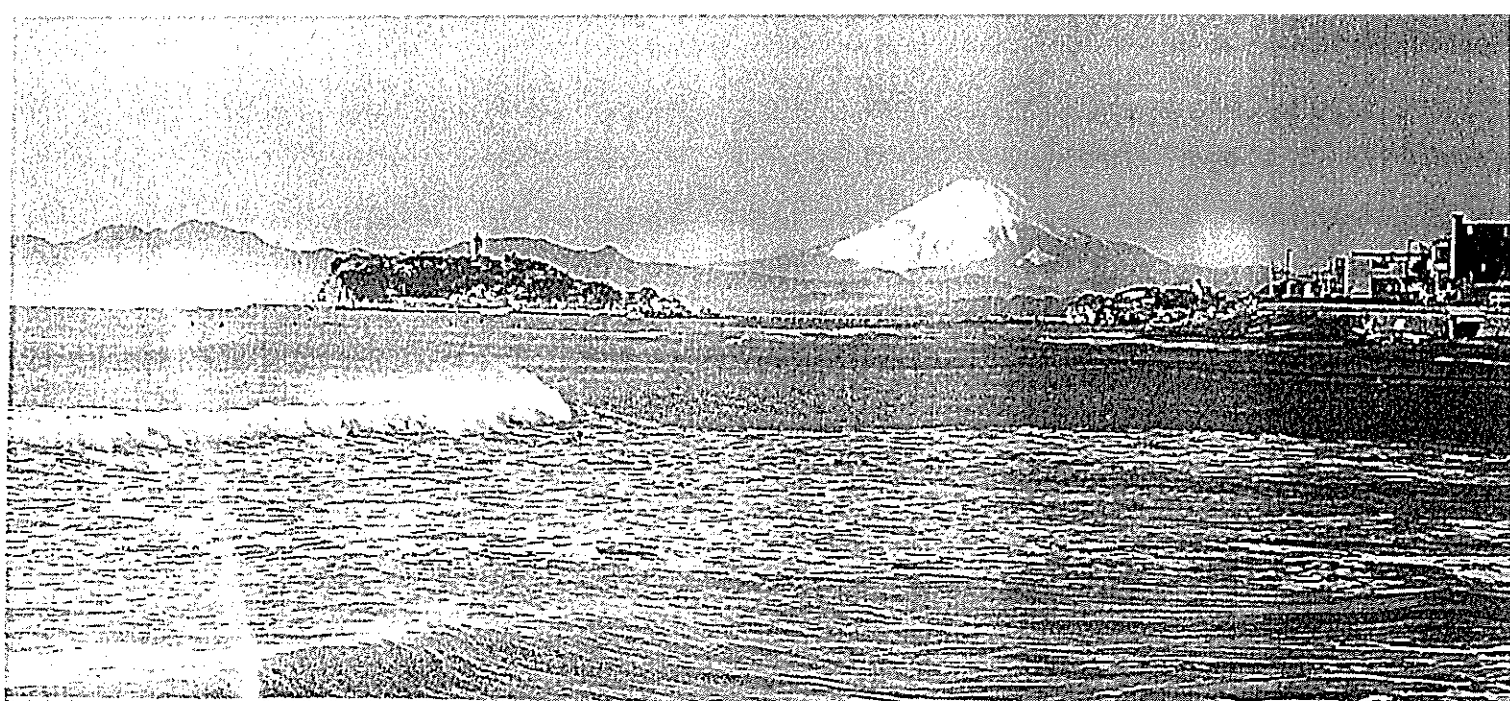
政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和7年11月4日				
政務活動先	全国日台国際交流大会 第11回日台交流サミット				
研修名	全国日台国際交流大会 第11回日台交流サミット				
参加者	担当者各位				
参加目的	日台間における地方自治体および地方議会レベルの国際交流の現状と課題について調査・研究を行うとともに、観光、経済交流、人材交流等の分野における先進的な取組事例を把握し、今後の議会活動および地域振興施策の検討に資する知見を得ることを目的として参加した。				
内容、結果等 ※研修受講の効果 を明記のこと	全国日台国際交流大会として開催された第11回日台交流サミット「IZA 鎌倉」に参加し、日台間の地方自治体交流、経済・観光分野における連携事例、安全保障環境を踏まえた人的交流の意義等について、基調講演および分科会を通じて調査・研修を行った。特に、地方議会・自治体レベルでの交流継続が、観光誘客や人的ネットワーク形成、災害時相互支援の基盤強化につながっている具体事例を聴取するとともに、台湾側関係者や他自治体議員との意見交換を実施した。 (研修の効果) 本研修により、国レベルのみならず地方議会・自治体が主体となった国際交流の実践が、地域経済の活性化や住民レベルでの相互理解促進に資することを確認した。今後、自身の議会活動において、国際交流事業や観光施策の検討にあたり、日台交流の成功事例を踏まえた政策提案や、地域特性を生かした交流事業の可能性を検討するための知見を得ることができた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	全国日台国際交流大会 第11回日台交流サミット 往路	JR	王寺～新大阪	660 円	64
	全国日台国際交流大会 第11回日台交流サミット 往路	新幹線	新大阪～新横浜	19,060 円	65
	全国日台国際交流大会 第11回日台交流サミット 復路	新幹線	新横浜～新大阪	19,060 円	66
	全国日台国際交流大会 第11回日台交流サミット 復路	JR	新大阪～王寺	660 円	67
	合計	39,440 円	すべて政務活動		
備考	添付資料：写真、資料等				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。



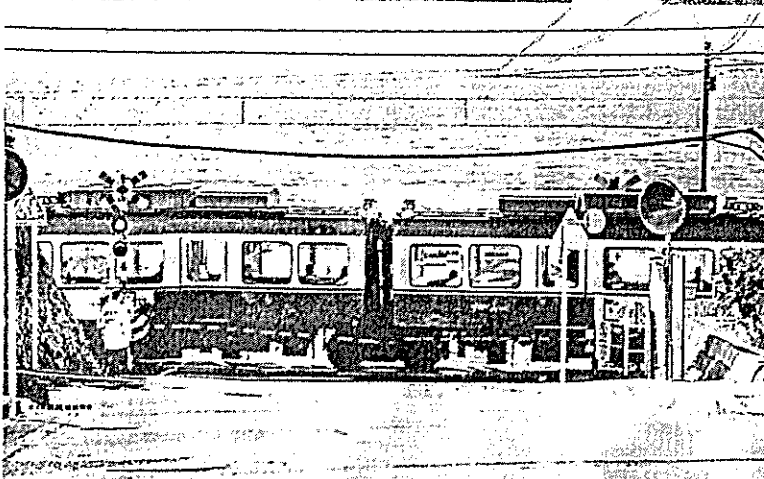


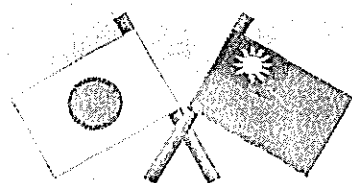
全国日台国際交流大会

第11回日台交流サミット『IZA(いざ)鎌倉』

開催日時：2025年11月4日（火） 15：00～20：00

開催会場：鎌倉プリンスホテルバンケットホール「七里ヶ浜」





全国日台国際交流大会

第11回日台交流サミット

第1部

式典・サミット

15:00

●開会宣言

第11回日台交流サミットIZA鎌倉実行委員会 副委員長 横山 正人

●国歌斉唱(日本・台湾)

日本：松井美路子／台湾：張瑞銘

●開会挨拶

第11回日台交流サミットIZA鎌倉実行委員会 委員長 松田 良昭

全国日台友好議員協議会 会長 藤田 和秀

●台湾代表挨拶

(ビデオメッセージ) 総統 賴 清徳

台北駐日経済文化代表處 代表 李 逸洋

●基調講演

講師：湘南鎌倉総合病院 院長 小林 修三

演題 地域に根ざし、世界とつながる病院

湘南鎌倉総合病院の国際活動と日台連携

(プロフィール)

1955年大阪府生まれ。大阪府立天王寺高等学校を卒業後、浜松医科大学（一期生）を経て医学博士号を取得。腎臓内科を専門とし、1988年から1990年に米国テキサス大学病理学教室の客員助教授を務めた。1999年に湘南鎌倉総合病院に着任し、内科部長、腎臓病総合医療センター長、副院長を経て、2022年に院長に就任。医療法人徳洲会の専務執行役員も務める。

腎疾患や血管医学、再生医療の研究で300編を超える論文を発表し、アフリカ各国で透析治療・腎移植技術の指導にも尽力している。



●全国日台友好議員協議会報告

全国日台友好協議会 理事長 遠藤富士雄

●神奈川宣言

●次回開催都市挨拶

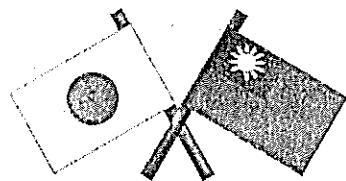
名古屋市議会

17:30

●第1部閉会挨拶

第11回日台交流サミットIZA鎌倉実行委員会 副委員長 杉山 信雄

ソト「IZA (いざ) 鎌倉」



第2部

歓迎交流会

18:00

- 開会 歓迎アトラクション ※裏表紙にプロフィールの記載がございます。

【プログラム】

1. 赤とんぼ(吉川久子フルート)
2. 谷戸の風(吉川久子フルート)
3. 鎌倉発車メロディー(吉川久子フルート)
4. 鎌倉(吉川久子フルート)
5. 鎌倉～フルートを引き継いで～ (松井美路子歌)
6. オペラ「椿姫」から“乾杯の歌”(松井美路子歌)
7. 誰もが知る、美しい日本の歌メドレー(松井美路子歌)
8. 日本が舞台のオペラ「蝶々夫人」から“ある晴れた日に”(松井美路子歌)

●歓迎挨拶

神奈川県議会 議長 長田 進治

●来賓挨拶

神奈川県知事 黒岩 祐治
台北駐日経済文化代表處 代表 李 逸洋
日本中華聯合總會 會長 羅 鴻健

18:30

●乾杯

鎌倉市長 松尾 崇

19:45

●閉会セレモニー

鎌倉手作り甲冑とんぼの会／坂 麗水

●次回開催都市PR

名古屋市議会

20:00

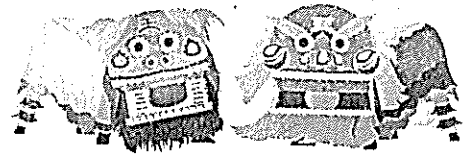
●第2部閉会挨拶

第11回日台交流サミットIZA鎌倉実行委員会 副委員長 松中 健治

歓迎アトラクションのご紹介（プロフィール）

●台湾獅子舞

台湾の獅子舞は、単なるパフォーマンスではなく、地域の信仰や文化、祝祭の中心にある重要な芸能で前方の演者が獅子頭を操り、後方の演者が胴体を支えるスタイル。肩車やアクロバティックな動きも取り入れられます。



●松井美路子

オペラ・ミュージカル歌手、女優、モデルとして活躍中。

F1レーサー、アイルトン・セナの追悼イベントでデビュー以来、本格オペラから劇団四季創設者の浅利慶太プロデュース公演のミュージカルに出演。また外務省の命による国際的な音楽祭への出演も多く、確かな歌唱力でジャンルや国内外を問わず幅広く活躍している。

華やかな舞台姿は定評があり、公式モデルとしてブランドのPRなども行っている。

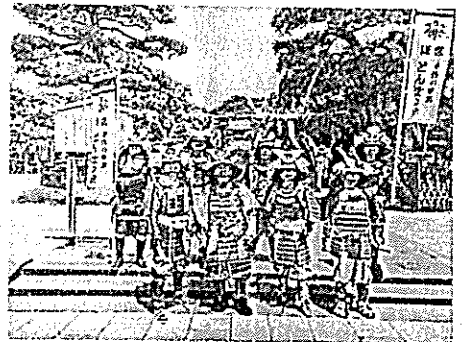
●吉川久子

鎌倉出身の日本を代表するフルート奏者。本年は国内は勿論台湾とドイツ、大阪関西万博での演奏を行い好評を博した。世界初の生演奏によるJR鎌倉駅の発車メロディーで知られる奏者である。

●鎌倉手作り甲冑とんぼの会

鎌倉幕府草創の地に武者行列が無いのは寂しい想いから長年途絶えていた武者行列を復活させ、鎌倉市の内外で行われる行事に参加し鎌倉の観光に寄与し「武家の古都・鎌倉」のPRを行っている。

ボール紙で自分の甲冑を作る甲冑教室を開催し「作る楽しみ、着る嬉しさ、参加して満足」をモットーに各会員入魂の手作り甲冑を身に着けて県内で行われる諸行事に参加し、鎌倉のPRをしているほか、災害、人道支援には甲冑を身に着けて義援金募金活動を行っている。



●坂 麗水

薩摩琵琶錦心流中谷派、荒井姿水師に師事。NHK後援日本琵琶楽コンクールに秀位入賞。鎌倉の能舞台を始め国内での演奏活動はもとより米国、フランスなど海外にても活躍。邦楽のみならず西洋楽器や他のジャンルとの共演を積極的に行っている。鎌倉市在住。



薩摩琵琶 五月雨富士 曾我兄弟討ちの話

1193年、源頼朝が征夷大將軍になったのを祝って、富士山の裾野では大規模な巻き狩りが行われました。頼朝の重鎮、工藤左右衛門祐経(スケツネ)は、かつて曾我十郎、五郎兄弟の父、河津三郎祐康(スケヤス)を殺し、その所領を奪い、更に兄弟と母を追い出した大悪人で、兄弟は幼い頃からいつか父の仇を討とうと誓い、長いこと狙っておりましたが、ついに巻き狩りの日にチャンスが到来し、兄弟は念願の仇討ちを果たすことが出来ました。頼朝は重鎮を失ったものの曾我兄弟の仇討ちを誉めたたえ、所領は無事に回復いたしました。

主催：日台交流サミットIZA鎌倉実行委員会

共催：全国日台友好議員協議会

日台交流サミットIZA鎌倉実行委員会

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県議会日華親善議員連盟

第11号様式の3（第5条関係）

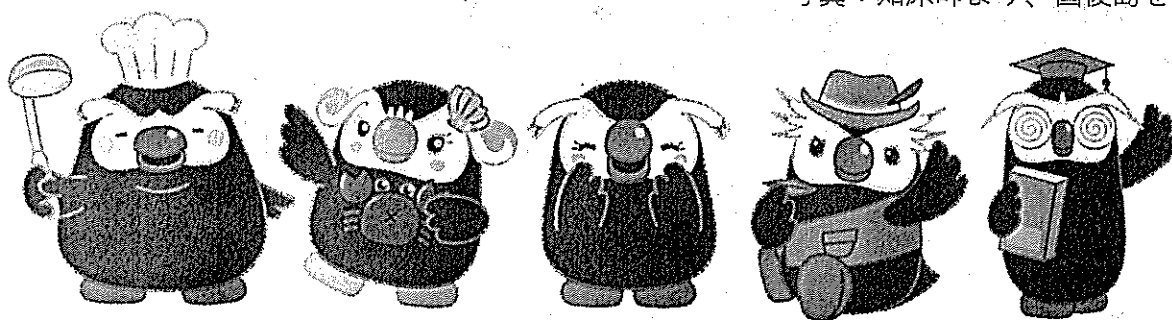
政務活動記録簿（研修会参加）					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和7年11月7日～9日（支払年月日：12月25日）				
政務活動先	北方領土青少年等現地視察研修				
研修名	北方領土青少年等現地視察研修				
参加者	根室市役所、根室市四島交流センター、北方館、標津サーモン館など各種関係者				
参加目的	北方領土問題に関する現状および課題について現地視察を通じて調査・研究を行うとともに、次代を担う青少年と同行することにより、領土問題に対する理解促進および啓発の在り方について検証し、県政に反映させること。				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	根室市において、北方領土問題に関する説明を受けるとともに、北方館や四島交流センターにおいて資料展示および映像資料の視察を行い、同問題の歴史的経緯や現在の状況について理解を深めた。また、関係者から北方領土返還運動の取組や課題について説明を受けた。あわせて、中学生と同行し、現地での学習機会を通じて若年層への啓発の重要性や効果について確認した。 （研修の効果） 本研修を通じ、北方領土問題について現地における実情と課題を具体的に把握するとともに、継続的な啓発活動の必要性を再認識した。特に、中学生との同行を通じて次世代への理解促進の重要性を確認することができた。今後は、県内における啓発活動や教育施策の検討、議会における質疑および政策提案に活用していく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	往復航空券	航路	伊丹空港⇄新千歳空港	84,920 円	76
	合計 84,920 円 すべて政務活動				
備考	添付資料：資料等				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

北方領土青少年等視察研修のしおり



写真：知床峠より、国後島を望む



日 時 令和7年11月7日(金)～9日(日)
場 所 北海道根室市他

北方領土返還要求運動奈良県民会議

(協力) 奈良県北方領土問題教育者会議

(企画：(株)ロイヤルツーリスト)

【北方領土青少年等現地視察研修 行程（案）】

項目	月日	曜日	行程				備考
①	11/7	金	伊丹空港ANAカウンター前【集合】	——	新千歳空港（経由）	——	昼食：新千歳空港にて弁当手配
			8:30集合、10:00発<ANA773便>	11:45着、12:15発<ANA4883便>	13:05着、13:30頃バス乗車	——	車中：ビデオ学習
			根室市四島交流センター（視察・研修）	根室市役所【表敬訪問】	根室市【泊】	——	視察研修：根室市四島交流センター
			15:00～16:15	16:30～17:00	17:15頃	——	宿泊・夕食：イーストハーバーホテル
②	11/8	土	ホテル	納沙布岬：北方館【視察・研修】	根室市（歴史と自然の資料館）	——	朝食：イーストハーバーホテル
			8:30出発	9:00～10:40	11:20～12:00	——	視察研修：北方館
			伊藤牧場【昼食・酪農体験】	羅臼町【泊】	【語り部の講話・質疑応答】	——	昼食・酪農体験：伊藤牧場
			12:40～15:00	16:30頃	17:00～18:00	——	車中：ビデオ学習
③	11/9	日	ホテル	羅臼（国後展望台）	標津サーモン科学館【見学】	——	語り部の講話（ホテル峰の湯）
			8:30出発	8:40～9:00	10:00～11:20	——	宿泊・夕食：ホテル峰の湯
			昼食	中標津空港	新千歳空港（経由）	——	朝食：ホテル峰の湯
			11:30～12:15	12:45着、13:35発<ANA4884便>	14:35着、16:15発<ANA778便>	——	視察研修：サーモン科学館
			伊丹空港【解散】				昼食：中標津
			18:15着				アンケート・作文提出
記号標記			——	飛行機	——	バス	

随員・引率者

○北方領土返還要求運動奈良県民会議：西本副会長、福岡推進委員、乾事務局次長、村上市務局長、

○奈良県北方領土問題教育者会議：井村会長、

○報道関係者 1名

緊急連絡先

○視察研修中の視察団に直接連絡を行う場合・・・事務局員

○視察研修にに関連した連絡を行う場合・・・北方領土返還要求運動奈良県民会議事務局：0742-27-8325

利用案内

開館時間／午前9時～午後5時
 (ただし、11月1日から2月28日の間は)
 午後4時30分まで
 休館日／毎週月曜日
 (5月1日～10月31日まで無休)
 (月曜日が祝日及び振替休日の日を除く。)
 年末年始 (12月29日から1月3日まで)

主催展示品・収蔵品等

【魚類剥製】18点 (古地図) 5点
 【宗約・断情書】5点 (古文書) 18点



北方領土を一つのロケットに表現し、それ互いに寄りあひあって、大きなかけ橋となり、島土を結ぶ架け橋として表現したもので、長さ12.6m 高さ3.4m (約6569月曜日)

交通案内

船室駅前
 バスターミナルより
 定期バスあり
 距離23.5km
 所要時間45分
 中標津空港から約102km
 車で約1時間40分
 網走空港から約150km
 車で約2時間30分

独立行政法人

北方領土問題対策協会

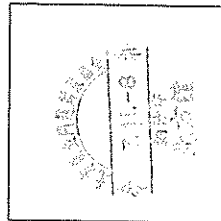
〒110-0014 東京都台東区北上野1-9-12 住友不動産上野ビル 9階
 TEL 03-3843-3630 FAX 03-3843-3631
 ホームページアドレス <http://www.hoppou.go.jp/>

北方館

〒087-0165 北海道室蘭市船泊市36番地 室蘭の岸公園内
 TEL 0153-28-3277 FAX 0153-28-3280



視察日



根室市・独立行政法人 北方領土問題対策協会

北方館



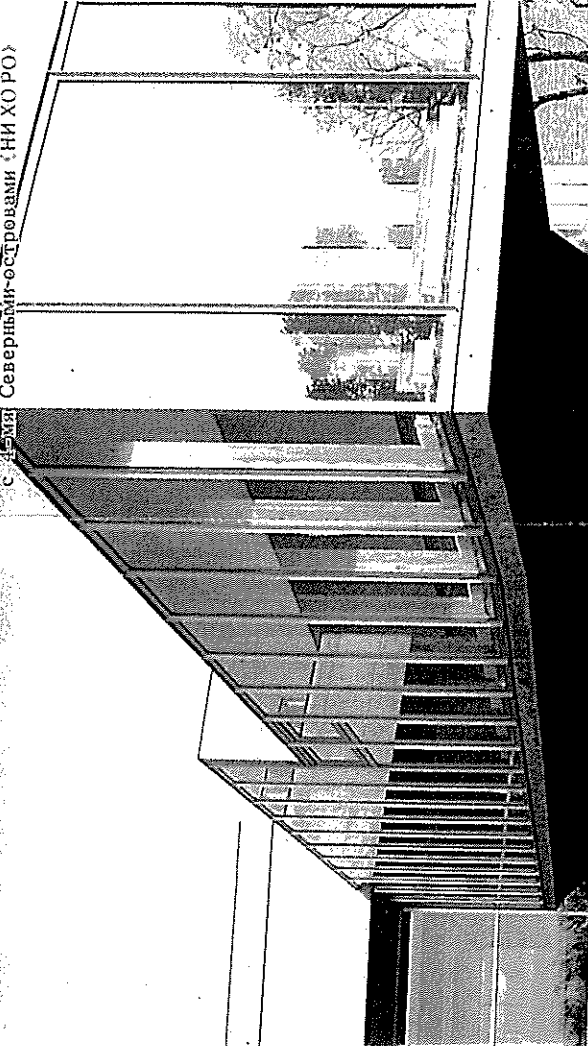
エリカちゃん
 北方領土・イナバウナ



網走市から北方領土

今も昔もこれからも
 北方領土は日本の領土

二ホロ
 北海道立
 北方四島交流センター
 Хоккайдōский Центр обмена
 с Японией Северными-островами (НИ ХОРО)



北海道立北方四島交流センター (ニ・ホ・ロ)
 〒087-0037 北海道根室市旭町110-9
 9-110 Honjo Nemuro City Hokkaido, Japan
 TEL 0153-23-6711 FAX 0153-23-6713
 設置者：北海道 指定管理者：根室市



ニ・ホ・ロホームページ

2024.03

新世紀

同回の英知で
 四島返還

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等） 会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和7年12月25日他				
表題と発行部数	なら県政ナビ会派号 23,750 部				
対象者	北葛城郡				
配布方法	ポスティング				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前（大きく表記されているもの）と顔写真等の用紙に対しての割合で計算 按分率 90.4%				
内容	県議会本会議、委員会での質疑についての報告等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	ポスティング 費	ポストコ ミュニケ ーション 株式会社	140,525 円	@7.0×18,250 枚＋税	77
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	440 円		77
	B4 チラシ印 刷・デザイ ン・構成	(株)FG	146,988 円	@6.5×18250 枚＋税 ＋デザイン費 16500 円	94
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	440 円		94
	会派号増刷／ DM 折り	(株)FG	48,400 円	@8×5,500 枚＋税	137
	合計 336,793 円 90.4% 充当 304,459 円				
備考	添付資料：広報誌 領収書番号 137 は、なら県政ナビ 2 月号と同封じて郵送（郵送料は 按分率の低い 2 月号を充当）				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会

米田 忠則
● 経済労働委員会

粒谷 友宗
● 建設委員会

萩田 義雄
● 総務警察委員会

中野 雅史
● 経済労働委員会

井岡 正徳
● 建設委員会

西川 均
● 建設委員会

池田 慎久
● 経済労働委員会

川口 延良
● 厚生委員会

小村 尚己
● 農林委員会
● 文藝くらし委員会
● 関西広域連合議会

正田 進一
● 建設委員会

若林 かずみ
● 厚生委員会
● 建設委員会
● 議会改革推進会議

金山 成樹
● 総務警察委員会
● 議会改革推進会議

芦高 清友
● 厚生委員会
● 議会改革推進会議
● 関西広域連合議会

川口 信
● 経済労働委員会

永田 恒
● 経済労働委員会

若林 かずみ



2026
会派号
NARA
NAVI

日頃より県政への温かいご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

私は自由民主党・無所属の会の同志とともに、日々の議論や現場の声を大切にしながら、「奈良のこれから」を一步步つ前へ進めるため、力を合わせて取り組んでいます。

地域の暮らしを守る政策は、どれも一人では成し得ません。会派の仲間とともに学び、議論を重ね、着実に前へ進めています。

これからも県民の皆さまの声を現場で伺い、議会でしっかりと届け、かたちにしていく。

その思いを胸に、仲間とともに全力で取り組んでまいります。

奈良県議会議員 若林 かずみ

各種 SNS・HP はコチラ！

奈良の「未来」のために、議会は動く

県政の課題に、決断と実行を

課題に向き合い、動くこと。それが、政治の本来の姿です。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、奈良の未来のために、これからも現場の声を出発点に、決断と実行の政治を貫いていきます。

若林かずみ事務所 | 奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号
TEL 080-4766-0358 FAX 0745-32-7869

自由民主党・無所属の会からの提言！ ～議員定数見直しへ～

「議員が多すぎるのではないか」という声や、「地域の実情も踏まえて考えるべきだ」との意見も寄せられています。奈良県全体で見れば、地域ごとの実情や課題は大きく異なります。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、こうした多様な県民の声を出発点に、議論を深めることこそが必要だと考えました。

そのため、9月に「定数および選挙区等検討委員会」の設置を他会派に呼びかけ、主導しました。

人口減少や都市部への集中が進む今、令和9年春の奈良県議会議員選挙を見据え、来年春に行われる国勢調査の結果を待つだけではなく、議会自らが“どうあるべきか”を議論することが不可欠です。

呼びかけから一か月後の10月24日、委員会が正式に設置されました。

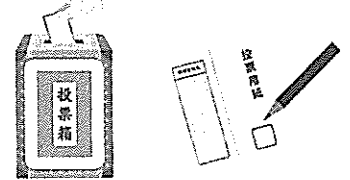
奈良県議会議員選挙の選挙区

令和7年10月1日現在(出典:奈良県)

選挙区	定数	当該選挙区に含まれる市町村	人口合計	1議席あたり
奈良市・山添村	11	奈良市、山添村	347,991	31,635
大和高田市	2	大和高田市	59,165	29,583
大和郡山市	3	大和郡山市	79,980	26,660
天理市	2	天理市	59,979	29,990
橿原市・高市郡	4	橿原市、高取町、明日香村	128,470	32,118
桜井市	2	桜井市	52,447	26,224
五條市	1	五條市	24,849	24,849
御所市	1	御所市	21,686	21,686
生駒市	4	生駒市	113,968	28,492
香芝市	2	香芝市	76,877	38,439
葛城市	1	葛城市	37,067	37,067
宇陀市・寺院郡	1	宇陀市、曾爾村、御杖村	27,401	27,401
生駒郡	2	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	74,044	37,022
磯城郡	2	川西町、三宅町、田原本町	44,228	22,114
北葛城郡	3	上牧町、王寺町、広陵町、河合町	93,764	31,255
吉野郡	2	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	32,280	16,140

この場では、単なる定数削減ではなく、面積や地域性を踏まえた「一票の格差」の在り方を含め、奈良の実情に即した制度設計をどう進めるか。

効率性と代表性の両立という難題に向き合いながら、私たちは県民の視点に立った冷静で開かれた議論を進めていきます。



県立高校を、置き去りにしない ～「無償化」の陰で、教育のバランスを崩させない～

私立高校の授業料無償化。

家庭の経済状況などに左右されず進学できるという点で、「教育の機会の公平化」に向けた重要な一歩です。私たちもこの方針を支持しています。

しかし、その陰で子どもたちが日々学ぶ県立高校の環境整備が後回しになっています。

空調、トイレ、校舎、体育館、特別教室など、安心して学べる環境づくりが早急に必要です。

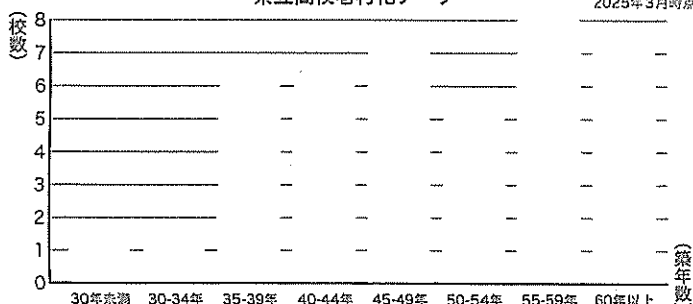
「私立は無償化、県立は老朽化」では、安心して教育を受ける機会を失うことになってしまいます。

本来、県立高校こそが、「県がまず取り組むべき」、地域の教育の基盤であり、地域を守るための基盤です。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、現場の声を力に、県立高校の環境整備を最優先課題として求めています。無償化はゴール

県立高校老朽化データ

2025年3月時点



ではなく、教育を次のステージへ進めるための再スタートです。

会派の勉強会では大学教授をお招きし、先行地域である大阪府の高校無償化制度を学びました。

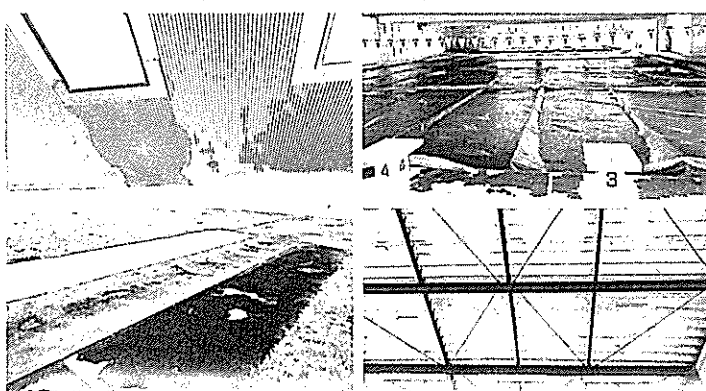
その中で、無償化だけに目を奪われてしまうと、「公教育とは何か」という本質が置き去りになります。

その結果、「すべての子どもたちを守る」というセーフティーネットが機能なくなり、かえって問題が深刻化することもあります。

- ☒ 生活が厳しく、学習支援が必要な生徒が増えています
- ☒ 高校そのものがなくなる“空白地域”もあります
- ☒ 学校と地域がつながる仕組みが不足しています

つまり、就学費は無料でも、「学べる“場所”や“機会”そのもの」が失われる可能性があります。

現在使用している老朽化した県立高校の施設



努力を裏切らない制度を ～突然の変更に、子どもたちの声を代弁～

県立高校入試における「内申点の扱い」が、ことし7月、突然変更されました。

これまで「中学1年からの成績が反映される」と説明されてきたものが、一学期の成績が確定した後になって「3年生の成績のみ」とされた生徒がいます。

これは、受験生と保護者にとって「不意打ち」であり、制度への信頼を損なう行為です。

なぜ、子どもたちのこれまでの努力の方向性を覆すような変更を、この最悪のタイミングで行ったのか。

そして、なぜ将来を左右する重要な変更にもかかわらず、通例である「移行期間」を設けないと判断したのか。

県教育委員会には、その場しのぎの説明ではなく、受験生と保護者が納得できる「明確な経緯」と「責任ある説明」が求められます。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、子どもたちが安心して努力できる環境を守るため、現場の声を踏まえた制度運用の改善を強く求めています。

7月までのルール（現・中3生から適用）

1・2年 観点3(※)による3段階評価 **3年** 5段階評定×2倍 = 144点満点
※2観点3とは、「主体的に学習に取り組む態度」を3段階(A・B・Cなど)で評価したもの

ことし7月、突然変更

調査書の「各教科の学習成績」の取扱いを以下のパターン①～④で定めます。

パターン1	パターン2
標準的な調査書の学習成績の取扱い (合計144点満点)	第3学年の点数をさらに2倍する (合計234点満点)
第1学年 観点3(※)3段階評価 × 9教科 = 27点満点	第1学年 27点満点
第2学年 観点3(※)3段階評価 × 9教科 = 27点満点	第2学年 27点満点
第3学年 5段階評定 × 9教科 × 2倍 = 90点満点	第3学年 90 × 2 = 180点満点
パターン3	パターン4
第1、2学年の点数を2倍する(合計198点満点)	第1、2学年の点数は調査書成績に加えず、 第3学年の点数をさらに2倍する(合計180点満点)
第1学年 27 × 2 = 54点満点	第1学年 調査書成績に加えない
第2学年 27 × 2 = 54点満点	第2学年 調査書成績に加えない
第3学年 90点満点	第3学年 90 × 2 = 180点満点

調査書点(内申点)の扱い変更に加え、「学力検査点」の比重も見直し

これまでどおり、学力検査は普通科で5教科・250点満点などの構成ですが、学校によってはこの得点に「倍率(重点化)」をかける方式を導入。

その結果、同じ内申点でも「本番の得点」が否否に与える影響がこれまでより大きくなる学校があります。
例)400点満点相当(倍率1.6)の学校では、学力検査の比重が高くなる。

さらに、一部の学校では「独自検査」「実技」「加重配点」などを組み合わせ、選抜方法が多様化しています。



こうした変更により、学校ごとに「内申点と当日点のバランス」が大きく異なるため、受験生や保護者にとってわかりにくくなっているのが現状です。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和8年1月14日他				
表題と発行部数	なら県政ナビ2月号 43,420部				
対象者	主に北葛城郡				
配布方法	郵送・新聞折り込み				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真等の用紙に対しての割合で計算 按分率 90%				
内容	県議会本会議、委員会での質疑についての報告等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	なら県政ナビ 郵送用タック シール	ヨドバシ カメラ	17,320 円	12面×100シート×4 12面×20シート×2	87
	郵送費	日本郵便 株式会社	104,085 円	@81×1,285 通	95
	郵送費	日本郵便 株式会社	108,297 円	@81×1,337 通	96
	郵送費	日本郵便 株式会社	210,637 円	@81×2,227 @110×275 通	97
	郵送費	日本郵便 株式会社	1,540 円	@110×14 通	104
	新聞折込	読売新聞	103,477 円	@4.6×20,450 枚+税	105
	ポスティング	ポストコ ミュニケ ーション 株式会社	86,476 円	@4.5×17,470 枚+税	107
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	440 円		107
	B3 チラシ印 刷/外六クロ ス二つ折り加 工/クロス8 項折 B5 仕上 がり/二つ折 り/デザイ ン・構成費	(株)FG	488,961 円	@15×5,500 枚+税 @8×17,470 枚+税 @5×20,450+税 デザイン費@30,000 円 ×4 面	136
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	440 円		136
	合計 1,121,673 円 90% 充当 1,009,503 円				
備考	添付資料：広報誌 郵送は領収書番号 137 を同封(按分率は 137 が 90.4%なため、低い こちらを充当)				

注 発行した広報紙を添付してください。



なら「県政」ナビ

奈良県議会議員

若林 かずみ

2026

2月号

NARA
NAVI

ご挨拶

まだまだ寒い日が続いておりますが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。日頃より、若林かずみの県政活動に対し、温かいご支援を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年末(2025年12月)の定例県議会におきまして、私は「自由民主党・無所属の会」を代表し、質問の壇上に立たせていただきました。遅くなりましたが、ご報告させていただきます。

また、昨年は、奈良県から憲政史上初の女性総理が誕生するという、私たちの郷土にとっても歴史的な節目となりました。国政においても新しい体制が整い、次なる時代へと大きく舵が切られたと感じております。こうした国政の新たな動きを背景に、奈良県政の在り方についても様々な見方が示されています。

政治の枠組みが変化する中であっても、私たち「自由民主党・無所属の会」の信念は揺らぎません。私たちの判断基準は、常に「県民の皆様暮らし」にあります。どのような状況下でも、県民の皆様の利益を基準に、賛成すべきものは力強く後押しし、課題

があれば正面から質し、解決策を問う。このような「是々非々」の姿勢を堅持し、議会としての責任を果たすという姿勢で、今後も県政に向き合ってまいります。自民党派内での動きもありましたが、私たち「自由民主党・無所属の会」は、これからも、目に見える数字や形以上に、「一つひとつの政策の中身」を重視した議論を丁寧に積み重ねていく所存です。

本年も、現場の声を大切に、奈良県の未来に責任を持つ政治を実践してまいります。引き続き、皆様の変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



高市早苗総理総裁と初の記念撮影(2019年1月)

医療の安心、学びの環境、子どもの居場所を守るため、
現場の声を県政に届けました。



2025年12月
定例会代表質問



新西和医療センターの整備について～新センター計画案見直しによる今後の見通し～

質問要旨

西和医療センターについては、山下知事就任後、移転先がJR法隆寺駅南側地区に変更され、令和7年2月定例県議会の厚生委員会において整備基本計画案の概要が示されました。しかし、その後、西和7町に基本計画案の説明がないままに時が流れていたところ、令和7年12月定例県議会において、基本計画案の見直しに関する補正予算が計上され、開院時期が令和14年度頃にずれ込む見通しが示されました。

また、西和7町からは、計画内容の早期提示に加え、産科(分娩機能)の確保や、病児保育室「いちごルーム」の移転、アクセス改善が要望されています。

そこで、計画見直しの考え方と見通し、そして住民の強い産科機能の設置の可否も含めて、西和医療センター整備を今後どのように進めていくのか、県の姿勢を質しました。

答弁要旨

病院機構の経営状況や医療需要を踏まえ、県総合医療センターとの役割分担を含め診療機能を見直す。産科機能についても、地域ニーズや医師確保、採算性を検証しながら検討する。

私の所感

新西和医療センター整備を進めていくにあたり、県としては、西和7町長の皆様と真摯に向き合っていたいただき、情報を適切な時期に共有していただきたいこと、あわせて、合理化の名のもとに、地域医療に不可欠な機能が削られることがないようにしていただきたいこと、そして、県が策定した基本構想の

理念をしっかりと尊重しつつ、一方で、持続可能な運営との両立を図っていく。そのバランスを明確に示しながら、地域住民の皆様が安心して将来の医療を託せる新センター整備を着実に進めていただくよう要望しました。

地域のイベントに参加
北葛城郡四町の式典などの各種イベントにお招きいただき、参加させていただく中で、地域の皆さんと交流を深めました。



2/1
節分豆まきイベント
(王寺町遍磨寺)



2/23
藍綬褒章受章祝賀会
(ホテル日航奈良)

文化芸術の振興
県立橿原文化会館存続の署名活動や要望活動の他、県立美術館や県立万葉文化館の特設展の開催にも出席させていただいております。



4/4
県立美術館特別展開会式



12/1
県立橿原文化会館存続を求める要望書を田中奈良県議会議長に提出(11月6日には、知事宛ての要望書を提出した際にも同席させていただきました)

県内外を東奔西走
県内だけでなく、県内外を東奔西走しながら活動しています。



5/7.8
東京出張。ふるさと回帰支援センター、まほろば館、帰還会館を視察。翌8日は、王寺町道族会の皆さんと合流して靖国神社参拝の後、国立女性教育会館を視察。



5/18
ギャンブル等依存症問題啓発週間特別セミナーin奈良(奈良市フォレストスクエア)



8/9
上牧町朗読劇「響け!長崎の鐘」千秋楽(上牧町ベガサスホール)



8/13
王寺町町民盆踊り大会(王寺町健民グランド)

会派での勉強会や視察
自由民主党・無所属の会では、会派の有志により定期的に勉強会を開催したり、視察をすることで政策について理解を深めています。



7/28.29
国交省、農水省、経産省からレクチャーを受けた他、東京消防庁消防学校や千葉県消防学校を視察



11/21
外部講師を招いての勉強会開催



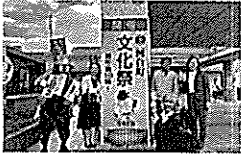
5/28.29
熊本県南阿蘇村「熊本地震災害ミュージアム KIOKU」→新阿蘇大橋→サクラマチクモト、翌29日は熊本県防災センター、令和7年度全園日台友好議員協議会総会、懇談会。



11/4
全園日台国際交流大会 第11回日台交流サミット「IZA(いざ)鎌倉」に日華親善奈良県議会議員連盟の一員として出席(鎌倉プリンスホテル)。



9/23
王寺町制施行100周年記念式典(王寺町文化福祉センター大ホール)



11/1
河合町文化祭&産直市(河合町立文化会館・まほろばホール)

議員団連の議決を経て県外へ
議員団連の議決を経て、北海道新十川町視察と東京での女性議員研修に参加いたしました。



6/19~21
北海道新十川町開町135年記念式典及び追悼式に出席した他、新十川町川内を視察しました。



8/26
女性議員研究交流大会に出席、講師の野田聖子衆議院議員と記念撮影(東京都千代田区ルポール麹町)



11/5
第11回日台交流サミットのエキスカンションで湘南アイパークを視察、その後、個人的に神奈川県庁にてレクチャーを受けました。



11/7~9
令和7年度「北方領土と私たち」作文コンクール受賞者とともに北方領土青少年等視察研修(7日:根室市四島交流センター、根室市役所、根室泊、8日:納沙布岬、北方館、歴史と自然の資料館、伊藤牧場、羅臼泊、9日:野付半島ネイチャーセンター、標津サマーモナ科学館)

【令和7年 委員会質疑の主な内容】 若林かずみ(奈良県議会議員)

令和7年10月 決算審査特別委員会

- 東京・大阪での移住相談等の実施状況について
- 県立美術館について
- ライフデザイン実現応援事業について
- 県立高校に送付された図書(日本ウイグル協会)について
- 小児・AYA世代のがん患者等への医療費助成について
- 特殊詐欺の発生状況と抑止対策について
- オンラインカジノへの対応について
- 自主防犯・防災リーダー研修について
- 動物の殺処分削減推進事業について
- 馬見丘陵公園の社会実験について
- 建設業許可および経営事項審査の申請について

令和7年9月 厚生委員会

- ギャンブル等依存症対策について
- 新西和医療センターの進捗状況等の情報共有について

令和7年6月 文教くらし委員会

- 自主夜間中学への支援について

令和7年3月 予算審査特別委員会

- 移住促進施策について
- 大都市圏での移住相談拠点設置および情報発信について
- ギャンブル等依存症対策について
- 妊娠婦支援強化事業について
- ベビーシッター利用支援事業について
- 公設フリースクール整備事業について
- 公共ライドシェアについて
- 奈良県カーボンプレジット制度について
- 生物多様性なら戦略について
- 奈良県SDGs企業認証制度について
- 県公式ホームページのリニューアルについて
- SNSアカウントの統廃合について
- 近畿府県合同防災訓練について
- 奈良県・忠清南道交流推進事業について
- 奈良・町家の芸術祭はならあとへの県負担金について
- 馬見丘陵公園にぎわいマネジメント事業について
- 鹿苑における奈良のシカの収容および管理ガイドラインについて
- 県で育成した酒米による清酒のPRについて



▲委員会質疑

プロフィール

若林かずみ(本名)

1967年4月29日王寺町生まれ。北葛城郡王寺町在住。O型。
奈良県議会議員(自由民主党・無所属の会)。現職:厚生委員会委員、議会運営委員会委員。自由民主党奈良県連選挙対策委員長、日本自治創造学会会員、特定行政書士、申請取次行政書士、ファイナンシャルプランナー、防災士、JUIDA 認定無人航空機操縦士・安全通航管理者。

事務所住所 奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号
TEL:080-4766-0358 FAX:0745-32-7869

2024年7月~2025年6月 文教くらし委員会副委員長
2024年9月 予算審査特別委員会委員長
2023年5月~2024年6月 奈良県監査委員
2023年8月~2025年10月 自由民主党奈良県連政務調査会副会長
2019年4月~2022年12月 王寺町議会議員
2021年5月~2025年5月 奈良県行政書士会副会長
2023年5月~2025年5月 奈良県行政書士政治連盟幹事長
2021年5月~2023年5月 奈良県行政書士政治連盟副会長
同志社大学大学院司法研究科卒(専門職・法務博士)
同志社大学法学部法律学科卒(刑法・大谷實ゼミ)、奈良県立奈良高等学校卒

各種 SNS・HP はコチラ! /



日々、東奔西走しながら活動している様子は、SNSで随時発信しています。是非、覗きにきて下さい! SNSやHPなどにメッセージを入れていただけたら、励みになります!宜しくお願い致します!

部活動の地域移行について～令和8年度より休日指導原則廃止の是非～

質問要旨

山下知事は、本県において令和8年度から中学校教育による土日祝日の部活動指導を原則廃止する方針であることを発表されました。しかし、現場では、地域の受け皿づくり、指導者の確保、競技団体や保護者との調整など、十分に整っているとは言えない面が多く見受けられ、必要な財源の確保についても「国の動向を踏まえて検討する」とのことで、県独自に令和8年度から全面的に教員の指導を停止することに対して、現場では不安の声が広がっています。

他方、国は、当初、運動部を中心に早期の地域移行を強く打ち出し、文化部活動も含めた改革を展望していましたが、地域の準備状況や人材確保の難しさが明らかになるにつれ、方針は次第に柔軟なものへと変化していきました。現在では、令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」と位置づけ、全国一斉の早期移行ではなく、各自治体が実情

に応じて段階的・計画的に進めることを前提とした制度になっています。

このような国の方針の変化を踏まえると、本県としても、地域の体制整備や財源確保が十分に見通せないまま、令和8年度から全面的に教員指導を廃止するというスケジュールで進めることについては、慎重に検討する必要があるのではないかと思います。何よりも、子どもたちの活動機会を確保し、学校現場や地域の混乱を避けるためには、丁寧な準備が不可欠です。

そこで、知事は、令和8年度から中学校における休日の学校部活動の教員による指導を廃止する旨を表明されたが、指導者の確保や保護者負担等の課題がある中で、スケジュールを見直す考えがないか質しました。

答弁要旨

令和8年度からの方針は変更せず、市町村と連携しながら地域クラブ活動の整備を進め、子どもの活動機会は確保していく。

私の所感

現場での課題が多い中、中学校における休日の学校部活動の教員による指導の廃止を令和8年度4月から進めることは見直すべきであると思います。廃止時期を、部活動の大会に一区切りがつく秋頃までスケジュールを後ろに倒すことはできないのかなど、検討すべき事項がある中で現在の進め方は問題があると思います。また、市町村への支援については、県が国に先駆けて進めていくということであれば、県独自でしっかりと市町村に支援していただきたいと思

います。また、これまでの学校部活動では保護者に大きな負担なく、子どもたちは誰でも参加できる活動であったと思います。中学校生活において、部活動というのは、多感な時期に、スポーツや文化芸術と触れ合うことでその後の成長に大きな影響を与えるものだと思います。子供が親の顔色を見ますので、保護者負担が大きくなることで部活動による成長の機会を失う子供が生まれないよう、県からの支援を期待するところです。

困難な問題を抱える女性への支援～女性支援法と地域の実態に応じた支援の仕組み構築～

質問要旨

女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）の施行から約1年半が経ちました。この法律は、女性が抱えるDV、性暴力、貧困、孤独など多様で複合的な問題に対し、切れ目のない支援を行うことを目的としています。法13条では、市町村に求められる具体的な役割が示されており、市町村での支援の実効性がこの法の根幹を支えると言えます。しかしながら、県内では、市町村の基本計画策定が必ずしも十分に進んでいない状況にあります。

地域の実態に応じた支援の仕組みを整えるためには、市町村計画の策定が不可欠です。また、市町村の女性相談支援員は、地域支援を統括する重要な役割を担う存在であるところ、県内での女性相談支援員の配置も十分とは言えません。

そこで、このような現状を踏まえ、本県として、奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画に基づき、どのように支援を進めていくのかについて質しました。

答弁要旨

市町村への助言、研修、人材育成、関係機関との連携を進め、民間団体とも協力しながら切れ目のない支援体制の構築を図る。

私の所感

女性相談支援員は、高度な専門性を求められる役割であり、県には、研修体制のさらなる充実を図り、支援の質を高めていただきたいところです。今後、県と市町村がさらなる連携を図り、地域の実情に応じた支援の実現に向けて進めていただくことを期待します。

プレコンセプションケアの推進～妊孕性の理解促進と卵子凍結助成事業導入可否～

質問要旨

奈良県でも晩産化が進む中、若い世代が妊孕性（妊娠に必要な生殖機能の総合力）を正しく理解し、将来設計に活かせる環境整備は、女性の健康支援や人口維持の観点から極めて重要です。こども家庭庁では、令和7年を「プレコンセプションケア元年」と位置づけ、この方針を具体化するため、令和8年度概算要求で、①プレコンの更なる普及促進、②思春期における、子どもたちが相談に行きやすい健康相談体制の整備、③不妊治療等へのアクセス支援の強化、④卵子凍結モデル事業による環境整備を掲げています。

また、他府県でも、妊孕性の確保に向けた支援が着実に広がっています。東京都や山梨県などでは卵子凍結助成、福岡市ではAMH検査助成など、妊孕性を守るための支援は全国的に広がりを見せており、奈良県としても積極的に取り組みを進めるべき段階に来ていると考えます。

そこで、奈良県としても国の政策動向や先行事例を踏まえ、相談体制・啓発・必要な支援を含め、プレコンセプションケアを一層推進する考えがないかについて質しました。

答弁要旨

SNS相談や相談窓口の充実、普及啓発に取り組み、国のモデル事業や他自治体の成果を注視しながら今後の施策を検討する。

私の所感

若い世代が「産みたいときに産める社会」を奈良県から実現すべく、県の積極的な対応を期待したいところです。

プレコンセプションケア

「プレコンセプションケア（略して「プレコン」）とは、プレ（pre）は「～の前の」、コンセプション（conception）は「受精・懐妊」で、プレコンセプションケアは「妊娠前の健康管理」という意味です。こども家庭庁では、「男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促す」として、妊娠を希望する人だけではなく、すべての人が性や健康について正しい知識を持ち、自分の身体を大切にすることを目的とした健康管理の取り組みです。

県立美術館の整備について～文化創造ギャザリングを踏まえた今後の整備方針～

質問要旨

老朽化が進む県立美術館について、現地建替えと奈良春日野国際フォーラム薨への移転を比較検討している中、文化創造ギャザリングでは移転を支持する意見が多かった一方、改修費が新築並みに膨らむ可能性や、土砂災害警戒区域にかかる安全面の課題も指摘されています。

そこで、県として「どのような美術館を目指すのか」という基本方針を明確にし、文化振興・観光振興の両面で価値を生む拠点として、費用と安全性を丁寧に検証した上で整備を進める考えを質しました。

答弁要旨

文化創造ギャザリングでの意見を踏まえ、まず目指すべき美術館像を明確にし、その上で薨の転用の技術的検証や整備費用を詳細に調査し、慎重に整備場所を判断していく。

私の所感

県立美術館の整備の方向性を検討するにあたっては、ギャザリングで示された利点と課題の双方を踏まえ、費用や安全性について、県民の皆様が安心できるように、丁寧な検証を期待したいと思います。また、県立美術館が文化振興

と観光振興の両面で果たす役割は極めて大きいと思われることから、将来にわたって奈良県の文化を支え、県民が誇りの持てる拠点となるよう、着実な整備を期待するところです。

県内高等学校の振興について～私立高校実質無償化と公立高校への投資拡充～

質問要旨

国の高等学校等就学支援金に対する県の上乗せの支援金について、山下知事1年目にさらなる上乗せが行われましたが、これは家庭の経済状況に左右されず自ら希望する進路を選択できるようにする趣旨であり、私たちの会派も賛同しているところです。ただ、この際、年収910万円を境とする支援格差が大きいことが課題となっていました。これについては、国の制度改正により、所得制限が撤廃され、一律45万7千円まで支援されることになったことで一定程度解消されました。こうした中、山下知事はさらに踏み込み、所得制限を完全に撤廃し、全世帯を対象に国の制度に上乗せして最大63万円まで支援する方針を発表されました。

一方で、私立高校の実質無償化が急速に拡大することには、

いくつかの課題や懸念も指摘されます。①県外私学への流出による県立高校離れ、②不登校の増加リスク③私立高校の魅力向上が進む一方で、県立高校の環境整備が十分かという問題があります。県立高校は施設の老朽化が進んでおり、また、特色化・魅力化推進事業として予算が計上されていますが、令和7年度当初予算が約700万円と低額にとどまっています。このような現状で県立高校が実績を上げ、子供たちに選ばれる学校となり得るのか、公教育の質を保てるのかについて懸念する声があります。

そこで、令和8年度以降の高等学校授業料等への支援拡充を行うにあたり、公立高校を含む県内高校全体の振興をどのように図っていくのかについて質しました。

答弁要旨

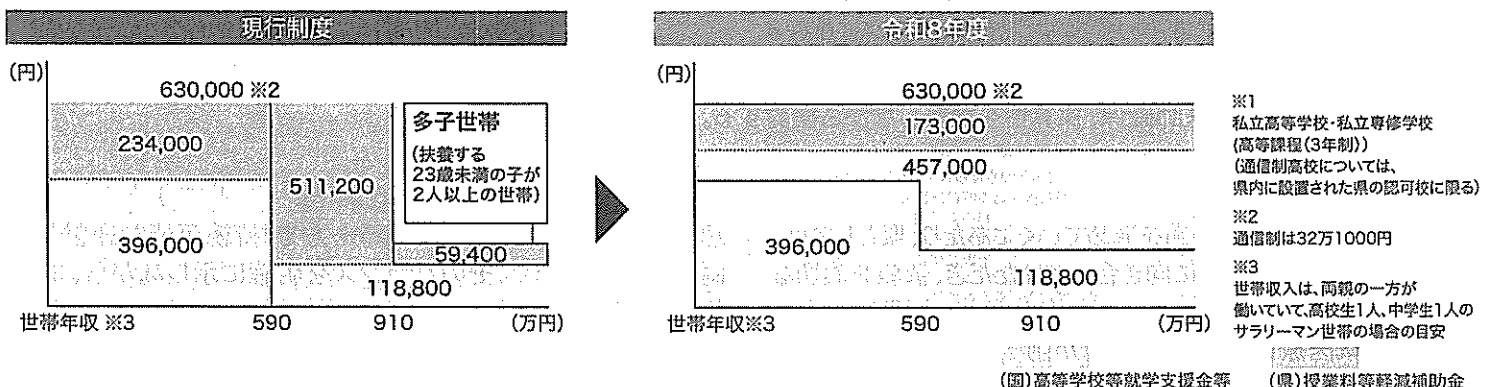
無償化を契機に公私が切磋琢磨することで教育の質向上を目指す。県立高校については施設改修や教育内容の充実に引き続き取り組む。

私の所感

県立高校の特色化・魅力化推進事業の予算が700万円と低額にとどまっている状況では、公私が切磋琢磨できる前提条件が十分に満たされているとは言えないのではないでしょうか。私立高校への支援が加速される中、公教育の基盤を支える

県立高校への投資は、私立への支援以上に拡充されなければならないと思います。県立高校を奈良県の未来を担う次世代育成の拠点として再び輝かせるために、知事の力強いリーダーシップを期待したいところです。

私立高等学校等 ※1 (全日制・定時制) の支援イメージ



第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和7年4月1日他				
表題	ボネクタ議会・政務活動				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	後援会活動と按分				
内容	ブログで県政報告の発信、全国地方議員勉強会のアーカイブ、地方議会議事録横断検索機能、世論調査メールマガジンで地方議員に何を求められているかを把握し、政務活動、議会活動に活用				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ボネクタ議会・政務活動プラン2025年4月～10月	イチニ株式会社	81,774 円	月額定額	84
	ボネクタ議会・政務活動プラン2025年11月	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	85
	ボネクタ議会・政務活動プラン2025年12月	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	86
	ボネクタ議会・政務活動プラン2026年1月	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	93
	ボネクタ議会・政務活動プラン2026年2月	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	103
	ボネクタ議会・政務活動プラン2026年3月	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	115
	合計 140,184 円 ※50%充当 70,092 円				
備考	添付資料：金額、内容のわかるもの https://vonnector.jp/gikai/ 4月から10月分は昨年度に一括支払い済みで、領収日が過去となっている。				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

Vonnector (ボネクタ) 利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員（第1条に定義されます。）が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者とつながることを可能にする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員（第1条に定義されます。）として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第3条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本契約（第1条に定義されます。）が成立します。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- (1) 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をいい、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- (2) 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいいます。
- (3) 「本サービス」とは、当社が提供する Vonnector (ボネクタ) という名称が含まれるサービスをいいます。本サービスの詳細は、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
- (4) 「政治家」とは、公職選挙法第28条の2における「公職の候補者等」を言います。
- (5) 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体をいいます。
- (6) 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいいます。
- (7) 「第三者」とは、当社及び当該会員以外のすべて者をいいます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等のSNSの管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNSのサイトの利用者（但し、これらに限定されません）が含まれます。
- (8) 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行するID及びパスワードをいいます。
- (9) 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいいます。
- (10) 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求める情報をいいます。
- (11) 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した（当社に掲載を依頼した場合を含みます）情報（文章、写真、静止画、動画、音声等を含みます。以下同じ。）のすべてをいいます。会員は、本規約に従い、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することができます。
- (12) 「本契約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により会員に周知するものとします。
 3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の手続をとらなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

第3条（会員登録）

1. 会員は、当社が定める方法に従って、（本サービスに複数のプランがある場合）本サービスにおけるプランを選択した上で会員登録を行い、アカウントを利用することにより、選択したプランに応じた条件の下、本サービスを利用することができます。会員は、会員登録申込時に政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体である者に限定されますが、これが虚偽であった場合又は当該地位を喪失した場合であっても、当該会員は、これをもって本契約の効力に主張することは一切できません。
2. 会員は、当社が会員登録の申込みを承諾し、会員登録が完了したときに、本契約が成立し、会員資格を取得します。なお、当社は会員登録の申込みを当社の裁量において拒否することができます。その理由については公開しないことができます。
3. 会員は、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の情報を提供してはならないものとします。
4. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行うものとします。
5. 会員は、前項の届出を怠った場合、本規約に基づく利益を受けられないことがあることにあらかじめ同意します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
6. 当社が会員登録時及び登録情報変更時に会員から取得した個人情報は、当社の個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとします。

第4条（アカウントの管理）

1. 会員は、アカウントの不正使用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、自ら指定した政治団体へのみアカウントを貸与することができ、当該政治団体はその政治活動の一環として本サービスを利用することができます。
3. 会員は、アカウントを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をし、又は使用させてしてはなりません。
4. 会員は、アカウントを第三者に使用させてはなりません。
5. 会員ページへのアクセスのために送信されたID及びパスワードが会員のアカウントとして登録されたものである場合には、当社は、当該アクセスを当該会員によるものとして取り扱います。
6. 当社は、アカウントの不正利用、不十分な管理又は利用上の誤りにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
7. 会員は、アカウントが第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、当社に直ちにその旨を連絡するものとします。

第5条（本サービスの料金）

1. 本サービスの料金及びその支払方法は、当社が別途定め、本サイト上（<http://www.vonnector.jp/>）に掲載されます。
2. 当社は、本サービスの内容、料金その他の条件を変更すること、及び、本サービスについて新たに有料サービスを設けることができます。
3. 会員が、本サービスのうちその所属・地位（立候補予定を含む。）に応じて料金が決定される有料

サービスを利用している場合で、当該有料サービス（以下「変更前サービス」とする。）の利用期間中に一定の議員選挙に立候補をした等によりその地位が変動し、変更前サービスよりも高い金額の料金体系の有料サービス（以下「変更後サービス」とする。）の対象となる地位に該当することとなった場合、当該地位の変動があった日（選挙の場合は立候補した選挙の公示日とする。）の属する月（以下「地位変動月」とする。）から、変更前サービスの利用を終了し、変更後サービスの利用が開始されたものとみなします。

4. 前項の場合、会員は、当該地位の変動を遅滞なく当社に通知することとし、次の各号に定めるとおり、変更前サービスと変更後サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (1) 会員が変更前サービスの料金について 12 か月分を一括して支払い済みである場合
会員は、当社に対して、地位変動月から変更前サービスの 12 か月目の月までの変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (2) 会員が変更前サービスの料金について月ごとに支払いをしている場合
会員は、当社に対して、地位変動月について、変更前サービスの料金を既に支払っていた場合には、当該月における変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。
この場合は地位変動月の翌月から、地位変動月について変更前サービスの料金の支払いが未了の場合は地位変動月の翌月から、変更後サービスの料金を月ごとに支払うものとします。
5. 前項の差額の支払いは、当該地位の変動があった日から 7 日以内に、第 1 項に定める方法で支払うものとします。
6. 当社は、会員が本条の義務を怠ったときは、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第 6 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、会員登録から【1 年間】とします。ただし、当該期間満了の【2 週間前までに】会員から当社に対し登録抹消の申請がない限り、当社から会員に対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件・同一期間において自動更新されるものとします。
2. 会員が契約期間の途中でその登録を抹消された場合（自ら登録抹消を申請した場合を含みます。）、当該会員は契約期間内の料金支払いを拒絶できず、また、当社は当該会員に対し受領済みの料金の返金をせず、登録抹消による損害について一切責任を負わないものとします。

第 7 条（会員資格の取り消し）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の警告をすることなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 会員登録をした者が実在しない場合
 - (2) 本人でないことが判明した場合
 - (3) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合
 - (4) 会員登録の際の記載事項について、虚偽の記載が判明した場合
 - (5) 現職の国会議員若しくは地方議会議員、又は、国会議員立候補予定者若しくは地方議会議員立候補者でなくなった場合
 - (6) 当社が不適当と判断する団体等に所属する者であることが判明した場合
 - (7) 反社会的勢力に所属する者であることが判明した場合
 - (8) 当社又は第三者に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合
 - (9) 第 16 条に定める禁止行為を行った場合
 - (10) 第 17 条に定める掲載禁止情報を掲載した場合
 - (11) 本規約に違反した場合
 - (12) 金融機関から取引停止処分を受けた場合、又は手形交換所から不渡処分を受けた場合
 - (13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立て、担保権実行、又は公租公課の滞納処分な

どを受けた場合

- (14) 破産、自己破産、特別清算、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申し立てをなし、又は第三者からこれらの申し立てを受けた場合
 - (15) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合
 - (16) 事業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をした場合
 - (17) 事業の停止若しくは廃止（休眠を含みます。）、又は解散の決議をした場合
 - (18) 信用状態若しくは財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合
 - (19) その他、当社が会員として不適切と判断した場合
2. 前項により会員資格を取り消された場合、会員登録は抹消されます。
 3. 当社は、会員資格の取り消しにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第8条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 前条により会員資格を取り消された場合
 - (2) 会員自ら会員登録の抹消を申請した場合
 - (3) 当社が本サービスに係る事業を休止、廃止等した場合
 - (4) 会員（個人の場合）が死亡した場合（この場合、本規約に基づく権利・義務は死亡と同時に消滅し、相続人には相続されないものとします。）
 - (5) 会員（法人、団体の場合）が解散、清算等により消滅した場合
 - (6) 上記のほか、当社が会員資格を喪失させることが適切と判断した場合
2. 前項に基づき会員資格を喪失した場合、会員登録は抹消されます。
3. 当社は、会員資格の喪失により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第9条（会員登録の抹消）

1. 会員は、当社が指定する手続に従って会員登録の抹消申請をすることにより、会員登録を抹消することができます。
2. 前項により会員登録が抹消された場合、当該会員は、登録抹消と同時に会員資格を失います。
3. 第1項による会員登録抹消のほか、会員資格の取り消し又は会員資格の喪失によっても会員登録は抹消されます。
4. 当社は、会員登録抹消の日から30日経過した後に、当該会員のアカウントを削除いたします。
5. 掲載情報の取扱い、会員登録抹消後も第10条の定めに従うものとします。

第10条（利用許諾）

1. 会員は、掲載情報について、当社及び当社が指定する第三者に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾権を含みます。）するものとします。
 - (1) 掲載情報を複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (2) 掲載情報を他の情報商材と組み合わせて、複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (3) 掲載情報をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること
 - (4) 第三者に対し、前3号の利用を再許諾すること
2. 前項に基づき掲載情報が掲載等される媒体は、会員ページ、Webサイト、SNS、紙媒体（雑誌、印刷物など）その他すべての媒体（以下総称して「掲載媒体等」といいます。）を含みます。
3. 会員は、当社及び第三者による掲載情報の利用について、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、会員は、掲載情報に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作者人格権を行使させないようにする

ものとします。

第11条（広告の掲載等）

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができます。
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

第12条（提携先）

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等ができなくなることがあります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限定されるなど、掲載できる情報が限定される場合もあります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携の解除、新たな提携を含みます。）をすることができます。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等するかどうかを決定することができます。また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができるものとします。
4. 当社は、前3項に定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとします。

第13条（保証）

1. 会員は当社に対し、本サービスを政治家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自らが「事業者」（消費者契約法第2条第2項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第10条第1項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. 会員は当社に対し、掲載情報が第三者の著作権等の一切の権利および人格的利益を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。

第14条（掲載等の中止）

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができるものとします。
2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとします。

第15条（第三者からの問い合わせ、クレーム等）

1. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするものとします。
2. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとします。

第16条（禁止行為）

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為

- (5) 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社又は第三者のデータ等を、改ざん、消去等する行為
 - (7) 自分以外の者の個人情報により登録を行う等、他人又は実在しない人物になりすます行為
 - (8) 会員登録申請フォーム等に虚偽の事項を記載する行為
 - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムやコード等をアップロード、投稿若しくは送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
 - (10) 当社の運営を妨げ、又は当社に不利益を与える行為
 - (11) 日本国若しくは外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
 - (12) 次条に定める掲載禁止情報を掲載する行為
 - (13) 前各号の他、本規約又は公序良俗に違反する行為
 - (14) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）を助長する目的の行為
 - (15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、前項各号のいずれかに該当する行為が行われた場合、当該行為を行った会員に対して何らの予告なく、会員資格の取り消しなどの措置を講じることができるものとします。
3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は、第1項各号の禁止行為を行ったことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、第1項各号の禁止行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第17条（掲載禁止情報）

1. 会員は、会員ページ、本サイト、提携先のサイト等（以下「会員ページ等」といいます。）に、以下のいずれかに該当する、又はそのおそれがある情報（以下「掲載禁止情報」といいます。）を掲載してはならないものとします。
- (1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報
 - (2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報
 - (3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがらせを目的とする情報
 - (4) 連鎖販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報
 - (5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報
 - (6) 犯罪を勧誘又は助長する情報
 - (7) 公序良俗に反する情報
 - (8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報
 - (9) 法令の定め違反する情報
 - (10) 虚偽の情報
 - (11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報
2. 当社は、会員ページ等に掲載禁止情報が掲載された場合、当該情報を掲載した会員に対して何らの予告なく、当該情報の内容の変更・削除又は会員資格の取り消しを行うなどの措置を講じることができるものとします。
3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は、掲載禁止情報を会員ページ等に掲載したことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、掲載禁止情報を

会員ページ等に掲載したことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第18条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 会員ページ等及び会員ページ等に係るシステム・設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容との不適合（以下「契約不適合」といいます。）がないこと
 - (2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること
 - (3) システム等が会員の特定の目的又は用途に適合すること
 - (4) システム等へのアクセスが正常に行われること
 - (5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと
 - (6) 掲載情報が有効に保存されること、又は 消失若しくは毀損しないこと
 - (7) システム等の契約不適合、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
 - (8) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
 - (9) その他当社が明示的に保証していない事項
2. 当社は、掲載情報が消失、毀損又は破損したことにより会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負わないものとします。
5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に関連して会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスの利用に関し、会員が他の会員との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員間のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

第19条（利用環境の整備）

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。
2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとします。

第20条（第三者との紛争）

会員は、本サービスの利用又は掲載情報に関して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第21条（知的財産権）

1. 本サイト（会員ページを含みます。）中の情報その他のものに係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載情報に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、

会員は、それらが無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。

2. 掲載情報の著作権は、当該会員その他既存の権利者に留保されるものとします。
3. 会員が本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は自らが著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみ、会員ページ等に掲載するものとします。なお、掲載情報に関し、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、会員は、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

第22条（本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。但し、当社が緊急を要しないと判断した場合には、本サイト上に掲示するなど、当社が適当と判断した方法により、会員に予告します。
 - (1) システム等の保守・点検を行う場合
 - (2) システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
 - (3) システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合
 - (4) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議その他の非常事態等により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
 - (5) 電気通信業者が電気通信役務の提供を中止する場合
 - (6) 電気通信事業法で定める重要通信を確保するために必要な場合
 - (7) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合
2. 前項の中断又は停止により、会員又は第三者に生じた損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

第23条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、会員への予告なく、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項の変更又は廃止により、会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第24条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、掲載情報を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第25条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく請求があった場合、会員の個人情報を開示することがあります。

第26条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスに関する広告、宣伝等のメールを登録された会員のメールアドレス、FAX番号、住所等に配信・送付することができるものとし、会員は、あらかじめこれに同意します。

第27条（当社からの通知）

1. 当社は、本サイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付（FAX 送信を含みます。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。
2. 通知される事項は、当社が本サイト上での掲示、電子メールの送信又は文書の送付により行った場合は、当社が本サイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を発送した時点からその効力を生じるものとします。

第 28 条（損害賠償）

1. 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。
2. 当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、会員に対し、一切責任を負わないものとします。
3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近過去 1 年間に当社が当該会員から現実を受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第 29 条（問い合わせ）

1. 本サービスに関する問い合わせは、本サイト上に設置された受付窓口その他当社が別に設置した受付窓口から行うことができます。
2. 当社は、本サービスに関する会員からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負わないものとします。
3. 当社は、会員からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負わないものとします。

第 30 条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約及び本契約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本契約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 31 条（合意管轄裁判所）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 32 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引等を行っているとして認められる関係を有すること
2. 会員は、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が前 2 項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに会員資格を喪失させ、会員登録を抹消することができます。
4. 当社は、前項の会員登録の抹消により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 33 条（秘密保持）

1. 会員及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 会員及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のため必要のある役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。
4. 会員及び当社は、本サービスの終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第 34 条（分離可能性）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の会員との関係では有効とします。

第 35 条（準拠法）

本規約に基づく本契約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとします。

第 36 条（残存条項）

会員の会員登録が抹消された場合であっても、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 4 項、第 13 条、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 16 条第 3 項及び第 4 項、第 17 条第 3 項及び第 4 項、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条第 4 項、第 33 条、第 34 条、第 35 条、本条、第 37 条並びに第 39 条の規定は、会員登録抹消後・本契約終了後もなお（会員登録を抹消された当該者（当該元会員）と当社の間で）有効に存続するものとします。

第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

第37条（適用範囲）

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」（以下「本プラン」といいます。）を利用する会員（以下「本プラン会員」といいます。）については、第1章の定めに加えて本章が適用されます。なお、第1章と本章が矛盾抵触する場合には本章が優先して適用され、本章に定めのない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費（地方自治法第100条第14項）の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」といいます。）に該当するか否かについては一切保証しません。本プラン会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があり、本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付（按分比率を含む。）について、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。
3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を免れません。

第38条（プランの変更に関する特則）

1. 本プランにかかる契約期間（第6条参照）にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続により本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、認めた日の翌月から本サービスのプランを変更することができます（以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。）。但し、当社が当該プラン変更を認めるにあたり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項（以下「プラン変更事項」といいます。）に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づく本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申し出をする場合、次の各号に定める事項に該当することを客観的に証明する公的書面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対して当該本プラン会員は一切異議を述べることはできません。
 - (1) 地方公共団体における議会の議員でなくなった場合
 - (2) 責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後もその見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めるとおりとします。

第39条（本プランにおける免責）

1. 当社は、本プランに関する次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本プランの完全性、正確性、合目的性、有用性
 - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
 - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録（以下「対象議事録」といいます。）の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
 - (4) 対象議事録が非公開とされることがなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

附則

2016年11月1日 制定・施行

2018年12月4日 改定

2020年3月31日 改定

2023年9月8日 改定

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 若林 かずみ

年 月 日	令和7年4月24日等				
表題	若林かずみ 公式サイト				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	プロフィールや寄付、後援会等のお願いを除き50%とした				
内容	ブログで県政報告の発信やお問合せフォームにより要望の収集				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	HP作成サービスセミナーオーダープラン管理費4月分	イチニ株式会社	13,200円	月額定額	3
	振込手数料	奈良中央信用金庫	275円		3
	合計 13,475円 ※50%充当 6,737円（振込手数料含む）				
備考	ホームページアドレス： https://kazumi-wakabayashi.com/ 添付資料：契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

覚書

若林かずみ（以下「甲」という。）とイチニ株式会社（以下「イチニ」という。）は、甲イチニ間の別紙1「ホームページ制作サービスセミオーダープラン利用規約」
[<https://form.run/@vonnector-hp-semiorder>]（以下「本規約」という。）を条件とする契約（以下「本契約」という。）に関して、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。以下、本覚書で使用される用語の定義は、別段の定めがないかぎり、本規約の定義に従うものとする。

第1条（本覚書の目的）

本覚書は、甲が本契約に基づき本サービスを利用するにあたっての条件等を明確にすることを目的とする。

第2条（サービスの内容：本規約第4条）

本規約第4条に定めるイチニが甲に対して提供する本サービスの具体的内容は
[<https://vonnector.jp/senkyo/homepage/>]「ホームページ制作サービス（セミオーダープラン）ウェブサイト」（以下「本件資料」という。）の通りとする。

第3条（サービスの料金及び支払方法：本規約第5条）

- 1 甲がイチニに支払う本サービスの利用料金のうちホームページ制作サービス（セミオーダープラン）の利用にかかる料金（以下「制作費」という。）は、29万8千円（税別）とする。ただし、甲が本件資料にあるオプションサービスも依頼する場合は、甲は、制作費とオプションサービス料の合計金額を支払うものとする。イチニは制作に着手する前に制作費及びオプションサービス料を甲に請求し、甲は翌月末日までに、イチニの指定する金融機関口座に支払うものとする。なお、制作の着手は、イチニが甲による支払の確認後、制作に必要な情報が揃ってからとする。
- 2 甲がイチニに支払う報酬のうち管理にかかる料金（以下「管理費」という。）は、月額1万2千円（税別）とする。イチニは、当月分の管理費を甲に請求し、甲は、請求書記載期日までに、イチニの指定する金融機関口座に支払うものとする。
- 3 前各項の本サービスの利用料金の支払に必要な振込手数料は、甲の負担とする。

本覚書成立の証として、(1)本書を2通作成し、各当事者記名押印若しくは署名のうえ各1通を保管し、又は(2)本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、電子署名の場合、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2022 年 8 月 18 日

甲（住所） 奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号

（名称） 若林かずみ



イチニ（住 所） 東京都港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3 階

（名 称） イチニ株式会社

代表取締役 高畑 卓



ホームページ制作サービスセミオーダープラン利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する「ホームページ制作サービス「セミオーダープラン」」（以下「本サービス」といいます。）について、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する方は、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、ユーザーと当社との間に生ずる、本サービスの利用に関わる一切の権利義務関係を定め、その一切の關係に適用されるものとします。

第1条（定義）

本規約において、各用語を次のとおり定義します。

- (1) 「ユーザー」とは、政治家等で、当社の定める方法で本サービスの利用申込みを行い、当社がこれを承諾した方をいいます。
- (2) 「政治家等」とは、公職選挙法における公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。））又は政党その他の政治団体（以下「政治団体」といいます。）をいいます。

第2条（規約への同意）

ユーザーは、本規約の全ての記載内容に同意し、当社の定める方法で本サービスの利用申込みを行い、当社がこれに承諾した場合に、本規約を契約条件とする契約（以下「本契約」という。）が成立し、本サービスを利用することができます。なお、当社は、当社の裁量により、本サービスのご利用を拒否する場合があります。

第3条（規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期をユーザーに通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法によりユーザーに周知するものとします。

3. 前二項の規定にかかわらず、変更後の本規約の効力発生時期以降にユーザーが本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内にユーザーが解約の手続きをとらなかった場合、当該ユーザーは本規約の変更に同意したものとします。

第 4 条 （サービスの内容）

ユーザーは、当社が定める範囲において、当社又は当社が委託した第三者を通じて、本サービスの提供を受けることができます。なお、本サービスの内容は次の各号に掲げるとおりです。

- (1) ホームページ（以下「本ホームページ」といいます。）の作成・運用
- (2) 本ホームページのドメインの取得・管理
- (3) ユーザーのメールアドレスの作成・管理
- (4) その他当社が定める上記各号に付随するサービス

第 5 条 （サービスの料金及び支払方法）

1. 本サービスの利用料金は当社が別途定めるとおりです。
2. ユーザーは、当社の指定する方法により、当社指定の期日までに、本サービスの料金を支払うものとします。

第 6 条 （本サービスの期間）

1. 本サービスの契約期間は、6 か月とします。ただし、当該期間満了の 1 か月前までにユーザーから当社に対し本サービスの利用終了を求められなかった場合、当社からユーザーに対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件で 1 か月間自動更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 当社は、ユーザーが法令、又は本規約の定めに違反した場合、ユーザーの本サービスの利用を終了させることができるものとします。また、ユーザーが契約期間の途中で、本サービスの利用の終了を申し出た場合、本サービスの提供は終了します。これらの場合、当該ユーザーは前項に定める契約期間の料金全額について、その支払いを拒絶できず、また、当社は当該ユーザーに対し受領済みの料金の返金をせず、本サービスの利用終了による損害について本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。
3. 本ホームページの利用及び公開をすることができるのは、本サービスの契約期間内のみ

であり、本サービス終了後、本ホームページ上のデータや、本ホームページのドメイン利用権について、当社はユーザーに譲渡又は提供しないものとします。

第7条（素材提供）

1. 本ホームページは、当社が定める方法によりユーザーが提供した素材（以下「本素材」といいます。）を利用して、当社又は当社が委託する第三者が作成又は更新するものとし、ユーザーはこれに同意します。

2. ユーザーは、本素材について、当社に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾権を含みます。）するものとします。

(1) 本素材を複製、転載、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること

(2) 本素材を他の情報商材と組み合わせて、複製、転載、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること

(3) 本素材をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること

3. ユーザーは、当社による本素材の利用について、著作人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、ユーザーは、本素材に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作人格権の行使を禁じる法的義務を課すものとします。

4. ユーザーは、以下の情報を含む本素材を当社に提供してはならないものとします。本項に違反して提供された本素材に起因して、当社に損害が生じた場合、当該ユーザーは当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

(1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシー等をはじめとする人格的利益を侵害する情報

(2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報

(3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがらせを目的とする情報

(4) 連鎖販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報

(5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報

(6) 犯罪を勧誘又は助長する情報

(7) 公序良俗に反する情報

(8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報

(9) 法令の定めに違反する情報

(10) 虚偽の情報

(11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報

第8条（知的財産権）

1. 本ホームページ上の情報・データその他のコンテンツに係る著作権及びその他の知的財産権は、本素材に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、ユーザーは、それらが無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。
2. 本素材に係る著作権は、当該ユーザーその他既存の権利者に留保されるものとします。
3. ユーザーが本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わず、当該ユーザーにおいてその損害を賠償するものとします。
4. ユーザーは自らが著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみを本素材として当社に提供し、当社を通じて本ホームページを作成するものとします。なお、本素材を基に作成された本ホームページ上に掲載されたページに関し、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、ユーザーが、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

第9条（本ホームページの管理）

1. 当社は、当社の判断により、いつでも本ホームページの内容の変更及びその公開の中止をすることができるものとします。
2. 当社は、前項の変更及び中止に関して本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

第10条（保証）

1. ユーザーは当社に対し、第7条第2項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していることを保証します。
2. ユーザーは当社に対し、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. ユーザーは当社に対し、本素材が、第7条第4項各号に掲げる情報を含まず、また適法なものであることを保証します。

第 11 条 （第三者からの問い合わせ、クレーム等）

1. ユーザーは、当社が本ホームページに関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供及びその他必要な協力をするものとします。
2. ユーザーは、当社が本ホームページに関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとします。

第 12 条 （免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことによりユーザー又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

- (1) 本ホームページに係るシステム・設備等（以下、総称して「本システム等」といいます。）に瑕疵がないこと
- (2) 本システム等に瑕疵が発見された場合に、当該瑕疵が修正されること
- (3) 本システム等がユーザーの特定の目的又は用途に適合すること
- (4) 本システム等へのアクセスが正常に行われること
- (5) 本システム等が第三者の権利を侵害しないこと
- (6) 本素材が有効に保存されること、又は 消失、毀損若しくは破損しないこと
- (7) 本システム等の瑕疵、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
- (8) 本システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
- (9) その他当社が明示的に保証していない事項

2. 当社は、ユーザーによる本サービスの利用の結果について、本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

第 13 条 （本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、以下の各号に該当する場合、事前にユーザーに通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。ただし、当社が緊急を要しないと判断した場合には、掲示等、その他当社が適当と判断した方法により、ユ

ユーザーに予告するものとします。

(1) 本システム等の保守・点検を行う場合

(2) 本システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合

(3) 本システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合

(4) その他当社が必要であると認める場合

2. 前項の中断又は停止により、ユーザー又は第三者に生じた損害について、当社は、本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

第14条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。

2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく請求があった場合、ユーザーの個人情報を開示することがあります。

第15条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスをはじめとする当社の提供する商品・サービス等に関する広告、宣伝等のメールを、登録されたユーザーのメールアドレス、FAX 番号、住所等に配信・送付することができるものとし、ユーザーは、あらかじめこれに同意します。

第16条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、本素材、本ホームページ上のページその他ユーザーから提供された情報等を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第17条（当社からの通知）

1. 当社は、電子メールの送信、文書の送付（FAX 送信を含みます。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、ユーザーに対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。

2. 前項の方法で通知される事項は、当社が、電子メールを発信し、又は文書を発送した時

点からその効力を生じるものとします。

第18条（権利義務の譲渡等の禁止）

ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、本契約及び本契約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本契約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. ユーザーは、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引等を行っていると認められる関係を有すること

2. ユーザーは、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

3. 当社は、ユーザーが前2項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに本契約を解除することができます。

4. 当社は、前項の解除によりユーザーに生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 20 条 （秘密保持）

1. ユーザー及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。

2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。

(1) 開示を受けた時、既に所有していた情報

(2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報

(3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報

(4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報

(5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報

3. ユーザー及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のため必要のある役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。

4. ユーザー及び当社は、本サービスの終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第 21 条 （損害賠償）

1. ユーザーは、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。

2. 当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、ユーザーに対し、一切責任を負わないものとします。

3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近 3 ヶ月間に当社が当該ユーザーから現実に受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第 22 条 （分離条項）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部があるユーザーとの関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他のユーザーとの関係では有効とします。

第 23 条 （準拠法）

本規約に基づく本契約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとします。

第 24 条 （合意管轄裁判所）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 25 条 （残存条項）

ユーザーが本サービス利用を終了した場合であっても、第 6 条（本サービスの期間）第 2 項及び第 3 項、第 7 条（素材提供）、第 8 条（知的財産権）、第 11 条（保証）、第 13 条（免責）、第 15 条（個人情報の取扱い）ないし第 19 条（権利義務の譲渡等の禁止）、第 22 条（損害賠償）ないし本条の規定は、有効に存続するものとします。なお、第 21 条（秘密保持）の規定は、本契約終了後 2 年間有効に存続するものとします。

以 上

附則

2021 年 12 月 23 日 制定・施行

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 若林 かずみ

年 月 日	令和7年7月3日				
表題	若林かずみ 公式サイト				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	プロフィールや寄付、後援会等のお願いを除き50%とした				
内容	ブログで県政報告の発信やお問合せフォームにより要望の収集なら県政ナビページを新たに作成し、こちらで管理運営できるようにリニューアル。				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ホームページの作成		330,000円	一式	29
	各種サービスの費用		3,342円	ドメイン サーバー代	29
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	440円		29
	合計 333,782円 ※50%充当 166,891円（振込手数料含む）				
備考	ホームページアドレス： https://kazumi-wakabayashi.jp/ 添付資料：請求書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和7年4月8日			
年会費名	一般社団法人 奈良県手をつなぐ育成会 年会費			
相手方	一般社団法人 奈良県手をつなぐ育成会			
年会費支払目的	知的障害を有する方の福祉向上および社会参加促進に関する情報収集並びに政策研究を行い、県政に反映させるため。			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等	◆本会の活動内容 知的障害を有する方が地域社会で安心して生活できる環境の整備を目的として、社会参加促進事業、啓発活動、福祉および就労に関する相談支援、調査研究等の各種事業を実施している。			
※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動頻度 年1回の定時総会のほか、必要に応じて各種事業や活動を実施 ◆参加者の状況 知的障害者の家族、支援関係者、福祉関係者、行政関係者等 ◆効果 本会への参画により、知的障害者福祉の現状および課題について継続的な情報収集が可能となり、現場の実情に基づいた理解を深めることができた。今後の県議会における質疑および政策提案に活用していくための基礎的知見を得ることができた。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥10,000		1
	合計	10,000 円	（全て政務活動）	
備考	添付資料：定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県橿原市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、奈良県下の知的に障害をもつ方が地域社会で幸せに生活できる支援をするとともに、その福祉の増進を図り、もって社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 知的に障害をもつ方の社会参加促進のための事業
- (2) 知的に障害をもつ方に関する社会啓発事業
- (3) 知的に障害をもつ方の福祉、就労等の相談事業
- (4) 知的に障害をもつ方の福祉に関する調査研究事業
- (5) 知的に障害をもつ方に関わる団体への育成事業
- (6) その他、この法人の目的達成に必要な事業

2 前項各号の事業は、奈良県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人に次の会員をおく。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した知的に障害を持つ方、その保護者又は知的障害者援護施設を設置する団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。但し、総会において別に定めるところにより、特別の事情があると認めるときは、会費の全部または一部を免除することができる。

(支部)

第8条 この法人に各市町村単位で支部を置く。

2 正会員は、所在地によりその支部に所属するものとする。ただし、これにより難い場合には会長が指定する支部に所属するものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、書面で理事長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、これを除名することができる。この場合において、その会員に対し除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求のあった日から30日以内の日を総会の日とする総会の招集通知が発せられない場合には、前項の規定による請求をした正会員は、裁判所の許可を得て総会を招集することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選任されるまでの仮議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数の同意をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席しない正会員は、正会員が議決権を行使するための書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了までに当該記載をした正会員が決議を行使するための書面をこの法人に提出し、書面による議決権の行使をおこなう。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上23名以内

(2) 監事 2名

2 役員は、総会の決議によって選任する。

3 理事のうち1名を理事長とし、3名を副理事長とし、1名を専務理事とする。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 第3項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。但し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ決定した順序によってその業務執行に係る職務を代行する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により再任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が欠けた場合又は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新に選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。この場合において、その役員に対し、解任の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会の定めた金額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会をおく。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ、開会することはできない。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が記名押印する。

第7章 顧問

(顧問)

第35条 この法人に15名以内の顧問をおくことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、会務について理事長の諮問に応じる。

4 顧問の報酬は無報酬とする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他収入

(資産の管理)

第37条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を得て理事長が定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の同意を得て、理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 この法人の最初の役員は次のものとする。

代表理事（理事長）	川本肇
業務執行理事（副理事長）	阪口孝子
	小西英玄
	藤本みち子
業務執行理事（専務理事）	大西康博

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 若林かずみ				
年 月 日	令和7年5月15日			
年会費名	一般財団法人 日本自治創造学会 年会費			
相手方	一般財団法人 日本自治創造学会			
年会費支払目的	地方自治の在り方および政策形成に関する調査研究並びに情報収集を行い、県政に反映させるため。			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等	◆本会の活動内容 市民的視野に立ち、学術と実践の知的交流を通じて地方自治の創造を目指し、学術シンポジウムや研究発表、交流大会の開催、会員への情報提供、機関誌の発行等を行っている。			
※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動頻度 研究大会（年次大会）やシンポジウム等を随時開催 ◆参加者の状況 地方議会議員、首長、自治体職員、研究者等 ◆効果 本会への参画により、地方自治に関する最新の政策動向や各自治体の取組事例について継続的な情報収集が可能となり、実務と学術の双方の視点から理解を深めることができた。今後の県議会における質疑および政策提案に活用していくための基礎的知見を得ることができた。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥2,000		16
	合計	2,000 円	（全て政務活動）	
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

地方から未来を真剣に考える。

ホーム

お電話によるご注文・お問い合わせは03-5623-0472

- ホーム
- イベント情報
- 新着情報
- 組織概要
- 入会案内

組織概要

日本自治創造学会の特色

1. 本会の特色

(1) 自治の創造

本会は、市民的な視野に立ち、学術と実践の知的交流を通じて日本の再生、地方自治の創造をめざそうとするものである。特に地方議会の議員を中心に、自治体の首長など政治リーダーを加えることで地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造することを目的としています。

(2) 幅広い事業への取組み

学術研究大会やシンポジウムの開催にとどまることなく構成員(会員)の自治体改革や議会改革についての①事例発表機会の確保、②取り組みの内容や成果に対する本の刊行など幅広い活動を行います。

(3) 社会貢献

法人各(財団法人)を有する団体として透明性の高い運営を図り、広く社会に貢献します。

2. 本会の概要

(1) 事業

- ①学術シンポジウム、研究発表、交流大会の開催
- ②各種機関と連携し、会員への情報の提供
- ③機関紙の発行と必要に応じた本の刊行

(2) 会員

- ①地方議員、首長、自治体職員
- ②地方自治に関心のある市民及び団体、研究者



(3) 会費

- ①正会員は年会費2,000円とする。
- ②大学院生は年会費2,000円とする。

(4) 研究大会(年次大会)

講演会やシンポジウムを開催する。

(5) 役員構成

理事(理事長)	穂坂 邦夫(地方自立政策研究所理事長)
理事	金井 利之(東京大学教授)
理事	牛山 久仁彦(明治大学教授)
理事	宮台 真司(東京都立大学教授)
理事	西出 順郎(明治大学教授)
理事	後 房雄(愛知大学教授)
幹事	西田 陽光(一般社団法人次世代社会研究機構代表理事)
幹事	戸崎 将宏(千葉県庁)
監事	服部 範雄(会社顧問、元関東管区警察局長)
監事	丸山 晃(株式会社埼玉新聞社名誉顧問)

(6) 学会事務局

事務局はNPO法人地方自立政策研究所(〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-24-301・TEL03-5846-9227)に置き、学会事務(会計を含む)を担当します。

--

[▲ページトップへ](#)

日本自治創造学会規約

--

第1条(名称)

- 1) 本会は、日本自治創造学会と称する。
- 2) 本会の英語名は、The Japanese Society for Local Democracyとする。

第2条(事務所)

本会の事務所は、理事会で定めるところに置く。

第3条(目的)

本会は、市民的な視野に立ち、学術と実践の知的交流を通じて日本の再生、地方自治の創造をめざそうとするものである。特に地方議会の議員を中心に、自治体の首長なども加えて地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造することを目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 学術シンポジウム、研究発表の交流大会の開催
- 2) 各種機関と連携し、会員への情報の提供
- 3) 機関誌の発行、及び必要に応じ図書の刊行



第5条（会員）

地方自治またはこれに関連する実践者及びこれに関する研究、関心を有する者は、本会会員となることができる。

- 1) 地方議員、首長、自治体職員
- 2) 地方自治に関心のある市民及び団体、研究者

第6条（入会）

会員になることを希望する者は、理事会に申込みその承諾を受けなければならない。

第7条（会費）

- 1) 会員は、総会の定めるところにより、会費を納めねばならない。
- 2) 会費を滞納する場合は、理事会において退会させることができる。

--

[▲ページトップへ](#)

日本自治創造学会規約

--

第1条

会費は次の通りとする。

- 1) 正会員は年会費2,000円とする。
- 2) 大学院生は年会費2,000円とする。

第2条

会費の納入は、年額前払いとする。

第3条

会員が退会したときは、既納の会費は、一切返金しない。

--

[▲ページトップへ](#)

- [入会案内](#)
- - 〒101-0025
 - 千代田区神田佐久間町2-24
 - 鈴惣ビル301号室
 - TEL: 03-5846-9227
 - FAX: 03-5846-9228
 - E-mail: info@jsozo.org
 - <http://jsozo.org>
- [メールニュース](#)
- [ホーム](#) |
- [イベント情報](#) |
- [新着情報](#) |
- [組織概要](#) |



- [入会案内](#) |
- [メールニュース](#) |

Copyright (C) 日本自治創造学会.ALL RIGHT RESERVED.



第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和7年7月10日			
年会費名	全国フェミニスト議員連盟			
相手方	全国フェミニスト議員連盟			
年会費支払目的	女性の政治参画の促進および男女平等の視点に立った政策形成に関する情報収集並びに調査研究を行い、県政に反映させるため。			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 女性議員の増加および女性の声を政治に反映することを目的として、女性議員比率の向上に向けた取組、既存の政策や制度の男女平等の観点からの検証、政策立案活動、会員相互の情報交換および交流等の活動を行っている。 ◆本会の活動頻度 年1回の総会のほか、必要に応じて会合や情報交換等を実施 ◆参加者の状況 全国の地方議会議員、関係者等 ◆効果 本会への参画により、女性の政治参画や男女平等に関する政策動向および各地の取組事例について継続的な情報収集が可能となり、議会活動における政策検討の参考となる知見を得ることができた。今後の県議会における質疑および政策提案に活用していく。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥10,000		30
	振込手数料	¥152		30
	合計	10,152 円	（全て政務活動）	
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

(名称)

第1条 この会は、全国フェミニスト議員連盟と称する。ただし、英語名は Alliance of Feminist Representatives(愛称 AFER アファー)とする。

(目的)

第2条 本連盟は、女性議員を増やし、女性の声が政治に反映する社会をつくることを目的とする。

(活動)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1)女性議員がいないゼロ議会をなくす運動。全てのレベルの女性議員比率を50%にする運動。
- (2)既成の政策、法律、条例を男女平等の視点で点検する運動。
- (3)女性がいきいきと生きることができる、あらゆる環境づくりの政策立案運動。
- (4)会員相互の情報交換、交流。
- (5)日常的にはゆるやかな連合、連帯活動を旨とし、超党派とすること。

(会員)

第4条 本連盟は第2条の目的に賛同する市民、議員をもって会員とする。

(代表・世話人)

第5条 本連盟に代表2名を置く。

2.本連盟に次の世話人を置く。

会計、広報、政策、組織、国際、事務局、顧問

3.代表・世話人は会員相互の互選により定め、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 世話人の任務は以下とする。

- (1)代表は、本連盟を代表し、総会及び世話人会を主宰する。
- (2)会計は、本連盟の会費の徴収、経費の管理運用にあたる。
- (3)広報は、本連盟の目的、活動を広く社会に知らせ、理解を深める。
- (4)政策は、本連盟の活動のための、情報収集、研究にあたる。
- (5)組織は、本連盟の活動のための組織の充実と拡大にあたる。

(6)国際は、目的を同じくする海外の団体・個人との情報交換、交流をはかる。

(7)事務局は、本連盟の運営を掌握し、事務連絡にあたる。

(会議)

第6条 本連盟の会議は、総会及び世話人会とする。

(1)総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(2)総会は、予算、決算、その他の重要な事項を審議決定する。

(3)世話人会は、必要に応じて開催する。

(4)世話人会は、目的達成のための必要事項を審議決定する。

(会計)

第7条 本連盟の会計は、会費、寄付、その他の収入をもってあてる。

2. 本連盟の会費は、町村以外の議員は年額1万円、町村議員および市民は年額5千円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(規約)

第8条 本規約の改正は総会で定める。

附則

本規約は、1992年2月14日から施行する。

附則

(施行期日)

本規約は、2016年5月28日から施行する。

(施行期日)

本規約は、2018年5月27日から施行する。

(施行期日)

本規約は、2020年5月24日から施行する。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和7年7月10日			
年会費名	令和7年度 奈良難病連 賛助会員会費			
相手方	特定非営利活動法人 奈良難病連			
年会費支払目的	難病患者の方々の情報を集め県政に活かすため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 治療法がいまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をする と共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることを目的として、非営利活動を行う。 ◆本会の活動頻度 年1回の総会と、研修会や啓発事業等 ◆参加者の状況 県・市町村議会議員や医療従事者等 ◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	賛助会員会費	¥5,000		31
	合計 5,000 円（全て政務活動）			
備考	添付資料：定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 奈良難病連 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良難病連という。

(事務所)

第2条 この法人は、奈良県奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツⅡ106号室に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治療法がいまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 難病患者への相談と支援に関する事業
 - ② 難病の啓発に関する事業
 - ③ 情報収集及び提供に関する事業
 - ④ 難病の研修会、学習会に関する事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 準会員 この法人の活動に協力する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体、企業

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを

解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行のために必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

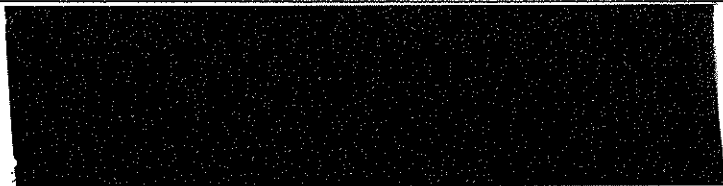
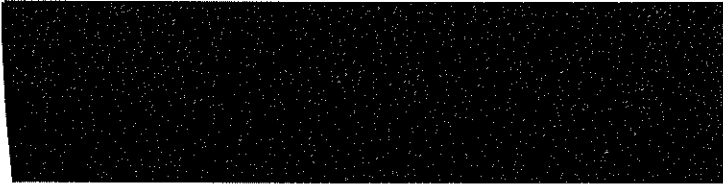
第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所
理事長	神田 菊三	
副理事長	小橋 重徳	
理事	山口 純子	
同	児玉 久美子	
同	蜂谷 あさ子	
同	井谷 真砂人	
監事	森岡 和子	
同	長尾 恭子	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 350円(年額)
 - (2) 賛助会員
 - 個人会員 5,000円(年額)
 - 団体会員 5,000円(年額)
 - 企業会員 20,000円(年額)

附則 この定款は、定款変更の認証の日(平成17年9月15日)から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成18年11月10日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成19年6月16日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成27年6月7日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成28年6月12日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成28年8月29日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成29年6月4日）から施行する。

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 若林 かずみ

年 月 日	令和8年3月31日			
年会費名	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和7年度年会費			
相手方	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 森林・林業林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う。 ◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催 ◆効果 林産業の活性化を促進			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥2,202		135
	合計 2,202 円（全て政務活動） ※50,660 円 ÷ 23 人 = 2,202 円を充当			
備考	添付資料：森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟会計報告書、会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書

(令和7年度)

収入の部

(単位：円)

項 目	収 入 済 額	説 明
前年よりの繰越金	375,725	前期残高(令和7年3月31日現在)
会 費 @ 1,000 円	276,000	(R7.4~R8.3) 1,000 円×23 人×12 ヶ月 = 276,000 円 延べ 276 人
利 息	806	R7.8.18:332 円 R8.2.24:474 円
合 計	652,531	

支出の部

(単位：円)

項 目	支 出 済 額	説 明
負担金	50,660	森林・林業・林産業活性化促進地 方議員連盟全国連絡会議 令和7年度年会費 年会費 50,000 円 +振込手数料 660 円
合 計	50,660	

差引残高

601,871円

令和8年3月31日

会 長 田 中 惟 允

本日通帳及び支出関係書類を確認しましたが、適切に会計処理されており、会計報告書に相違ありませんでした。

令和8年3月31日

監 査 松 尾 勇 臣

充当額=50,660÷23人=2,202円

森林・林業・林産業活性化促進 奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 この議員連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）（以下「連盟」という。）と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する奈良県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に会長のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 数名
- (4) 監査 1名

2 前項の役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事の決定)

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

(経費及び会費)

第10条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会において、協議の上定める。

附 則

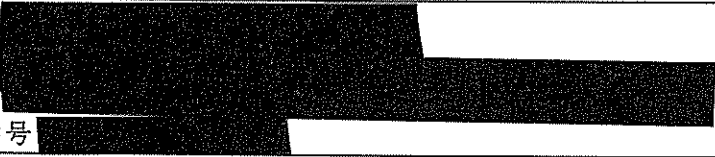
この規約は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月22日から施行する。

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 若林かずみ

① 雇用者	氏名 住所 電話番号	
② 雇用形態	☒ 直接雇用（業務委託契約） ☐ 派遣等	
③ 雇用期間	2025年 4月 1日～ 2026年 3月 31日	
④ 職務内容	政務活動および後援会活動事務作業（契約書参照）	
⑤ 給料（賃金）	77,000 円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）	
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 /	
	☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 /	
	☒ 職務内容による場合 （後援会活動と按分） → 按分率 1/2	
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 業務委託契約書 ☐ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類	
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

業務委託契約書

サトウハチロー (以下、「甲」とする) と [REDACTED] (以下、「乙」とする) とは、
甲の乙に対する業務委託に関し以下の通り契約 (以下、「本契約」とする) を締結する。

第1条 (目的)

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条 (業務の内容)

- 一、 甲は乙に対して、以下に定める業務 (以下、「本業務」とする) を委託し、乙はこれを受託する。
 - ① 甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - ② 甲が指定するデータ入力・管理する業務
 - ③ 甲が指定する書類作成・管理する業務
 - ④ 甲が指定する場所等においてカメラマンとして随行・撮影する業務
 - ⑤ その他、甲乙協議の上決定された業務
- 二、 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

第3条 (業務の内容)

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条 (再委託)

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条 (業務委託料および支払い方法)

- 一、 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として 77,000- (税込) 支払うものとする。
- 二、 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条 (資料などの貸与・保管・返却・廃棄)

- 一、 甲は委託業務の遂行上必要な資料等 (以下、「資料等」とする) を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二、 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三、 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四、 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条 (秘密保持)

- 一、 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二、 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三、 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条 (事故処理)

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条 (不可抗力)

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条 (解約)

- 一. 甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二. 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三. この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条 (契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

2024年 4月 1日

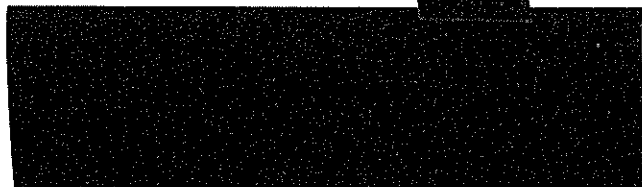
甲 (委託者)

住所
氏名

奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号
若林ハナ

乙 (受託者)

住所
氏名



住所変更通知書

2024 年 6 月吉日

奈良県議会議員 若林 かずみ 様

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私の住所につきまして、下記の通り変更がございましたので、謹んでご通知申し上げます。今後とも変わらぬご厚情を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中にてご通知申し上げます。

敬具

記

1. 新住所

[Redacted address information]

2. 旧住所

[Redacted address information]

3. 変更日

2024 年 6 月 7 日より有効

4. 連絡先

[Redacted contact information]

[Redacted signature/initials]